

平成19年12月19日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	森 田	利 明
局 長 補 佐	澤 野	政 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部長	唐	島		稔
市	民部長	北	村	建	治
産	業部長	山	本	克	樹
建	設環境部長	坂	本	博	昭
会	計管理者兼会計課長	北	村	和	博
企	画課長	竹	下		勇
総	務課長	北	御門	敏	則
財	政課長	打	上	俊	雄
市	民課長兼選挙管理委員会事務局長	中	村	和	典
税	務課長	武	藤	竹	美
福	祉事務所長	迎		和	泉
保	険健康課長	岩	田	輝	寛
農	林水産課長	平	石	和	弘
商	工観光課長	福	岡	俊	剛
都	市建設課長	田	中	敏	男
環	境下水道課長	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課長	松	浦		勉
水	道課長	藤	家	敏	昭
教	育長	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課長	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館長	中	川		宏
同	和对策課長兼生涯学習課参事	関		正	和
農	業委員会事務局長	山	田	次	郎
監	査委員事務局長	森		久	幸
監	査委員	植	松	治	彦

平成19年12月19日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第 1 議案第66号 平成18年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第67号 平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第68号 平成18年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第69号 平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第70号 平成18年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
議案第71号 平成18年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 議案第74号 鹿島市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について（大綱質疑、常任委員会へ付託）
- 日程第 3 議案第75号 鹿島市政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第 4 議案第76号 鹿島市議会議員及び鹿島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第 5 議案第77号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第 6 議案第78号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第 7 議案第79号 鹿島市小学校・中学校設置条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第 8 議案第80号 鹿島市立公民館設置条例等の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第 9 議案第81号 鹿島市休日急患センター設置条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第82号 訴訟上の和解について（質疑、討論、採決）
- 日程第11 議案第83号 平成19年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第12 議案第84号 平成19年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

について（質疑、討論、採決）

日程第13 議案第85号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について（質疑、討論、採決）

日程第14 議案第86号 平成19年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

議長（橋爪 敏君）

おはようございます。

会議に先立ち、市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。桑原市長。
市長（桑原允彦君）

皆さん、おはようございます。発言の機会をいただきましたので、鹿島市議会議員諸兄、そして鹿島市民の皆様申し上げます。

私は、平成3年にこの新幹線長崎ルート及び長崎本線経営分離問題を知りましてから以来17年間、みずからの全知全能を投入して反対をしてまいりました。この間、私とともに戦っていただきました皆様にお礼を申し上げます。また、市民の中にもさまざまな考えのもとに行動をされた方もおられました。しかし、それもそれぞれの市民がすべて鹿島の将来を思っただけのことであったというふうに思います。

ここで改めて申し上げます。すべての鹿島市民が自分のふるさとを愛し、将来のことを憂い考えていただいたことに、私は市長として、そのような鹿島市民を誇りに思いますと同時に、心より感謝を申し上げます。

私は、常々市議会や市民、そして県民に向かって長崎本線の現状のままの存続の可能性がある限り、経営分離に反対をし続けると申し上げてまいりました。そして、そのことが私たちの子や孫、ひ孫に、今の時代の鹿島市民からの一番大きな贈り物になるというふうなことを言い続けてまいりました。

今から何十年か先の後輩市民たちに対し、今の私たちがどういう歴史を残してやれるかだということでもあります。もし私たちが大きな力に対して何の抵抗もできず唯々諾々とひれ伏してしまうような歴史を残すのか、それとも可能性のある限り市民と力を合わせて最後まで頑張り抜いたという歴史を残すのか、どちらがよいかということでもあります。私は、後者の考えでいくべきであると考えました。現に私たちは、昭和の初期に本当に苦労に苦労を重ね長崎本線をつくっていただいた私たちの先人に対し感謝をし、そういう先人を持っていることを誇りに思っています。そして、そういう誇りがふるさとを愛する心につながっています。

私は常々、「まちづくりの主体者は市民です」ということを申し上げてまいりました。

そのまちづくりの主体者である市民が、まちづくりに参加をするための不可欠なものが郷土愛であると考えています。私たちすべての鹿島市民は、後輩市民のためにこの長崎ルート問題を通じて大きな精神を残すことができたと思っております。

17年間にわたる私たちの戦いも、思いもよらぬ私たちの頭越しに決着をされてしまいました。私を初め多くの市民も、このようなやり方には到底納得のいくものではないと思います。私は、今でも、あるいは今からも新幹線長崎ルートには大きな疑問を持つものでありますし、経営分離にも反対であります。そのことに変わりはありません。また、三者合意も到底納得できるものではありません。私自身も言いたいことは山ほどあります。しかし、すべての可能性がなくなった今、私は市長としてどうすべきかを考えました。そして、出した結論が、これから、鹿島のこれからのために市長としてどうすべきかを考えるべきだということでありました。そして、昨日、これからの鹿島のために私のすべての気持ちを封印し、知事にお会いし、これまでの非礼をおわびし、鹿島のこれからのことをお願いいたしました。

もとより、この一連の長崎ルート問題についてはすべて私の責任のもとにやってまいりましたし、その結果についても、すべて私の責任であります。このような結果になりましたことを市長として、議員の皆さん、市民の皆さんに心よりおわびを申し上げます。

昨日、私の信頼する友人、一回り下の後輩であります。私に電話をくれました。「先輩たちが頑張ってくれたから感謝しています。あとは必ず後輩の自分たちが取り戻してみせます」と言ってくれました。私たちが一生懸命取り組んできたことを後輩たち、あるいは私たちの子や孫、ひ孫たちも必ずや理解をしてくれ、それをよりどころにして立派な鹿島市をつくってくれることを信じ、私の議会諸兄、鹿島市民への、そして県内各地、全国から応援をしていただいた皆様へのお礼とおわびの言葉といたします。

本当にありがとうございました。

議長（橋爪 敏君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

しばらくお待ちください。

日程第1 議案第66号～議案第71号

議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第1．議案第66号から議案第71号までの6議案について審議に入ります。

去る9月定例会において決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査として付託されました議案第66号から議案第71号までの平成18年度に係る各会計決算認定関係議案についての決算審査特別委員会の審査結果は、委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成19年11月8日

鹿島市議会議長

橋 爪 敏 様

決算審査特別委員会

委員長 小 池 幸 照

決算審査特別委員会審査報告書

平成19年9月28日の本会議において付託されました、議案第66号「平成18年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第67号「平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第68号「平成18年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第69号「平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第70号「平成18年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第71号「平成18年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について」の6議案については、11月6日に現地調査を、7日、8日の両日に審査、計3日間にわたり委員会を開き、審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員長小池幸照君。

決算審査特別委員長（小池幸照君）

おはようございます。決算審査特別委員長の報告を申し上げます。

去る9月28日の本会議において本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました議案第66号「平成18年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第67号「平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第68号「平成18年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第69号「平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第70号「平成18年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第71号「平成18年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について」以上6議案を11月6日、7日、8日の3日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

なお、今回、初の試みとして初日の11月6日に、議案関係10カ所の現地調査を行い、7日、8日の2日間で審査をいたしました。

それでは、審査の経過及び結果について御報告いたします。

まず、財政課長より平成18年度の主要成果の説明と平成18年度の決算概要と財政状況についての説明がありました。

一般会計では250,341千円の黒字決算となったが、主な要因としては、平成17年度決算で2億円余りの繰越金があったためであり、財政調整基金を取り崩さずに決算を行うことができた。

特別会計では、国民健康保険特別会計が236,865千円の累積赤字となっており、この1年間は47,000千円程度の赤字である。

財政指標の経常収支比率は、自治体のエンゲル係数とも言われ財政の柔軟度を示す指標で75%ぐらいが最適と言われておりますが、平成18年度は95.3%になり前年対比2%余り悪化している。その原因は、下水道事業への年間6億円ほどの繰出金があるためである。

実質公債費比率は、自治体の税収に普通交付税などを加えた標準的な収入に対する借金返済額の割合を示す指標で、平成18年度は18.6%となり、起債を行うに当たっては佐賀県知事の許可が必要となり公債費負担適正化計画を策定し県知事へ提出する必要がある。

地方債の起債合計額は、22,527,895千円であり、一般会計だけでは11,311,871千円となる。そのうち交付税措置されるのが64.4%、7,284,328千円であり、4,027,543千円が実質的な鹿島市の負担になる。住民1人当たり直すと123千円程度の試算残高となる。

地方交付税は、平成11年度のピーク時より10億円程度落ち込んでおり、地方交付税の削減がもろに鹿島市の一般財源の落ち込みとなっている。地方交付税の急激な削減を受け、扶助費など経常的な経費を一挙に削減できないので、投資的経費を大幅に見直し削減せざるを得ない状態にありますとの報告がありました。

次に、監査委員より、議案第66号から議案第71号までの6議案について一括して決算審査の概要報告がありましたので、その概要を申し上げます。

まず、審査の結果でございますが、審査に付された各会計とも歳入歳出決算書及び同附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と照合の結果、適正に表示されております、との報告がありました。

一般会計では、効率的な予算の執行がなされた結果、収入済額11,434,078千円に対し、支出済額11,183,737千円となり、歳入歳出差し引き額は、翌年度への繰越財源を含めて250,341千円の黒字決算となっている。

主要財政指標については、前年度と比較すると経常収支比率が1.5ポイント、実質収支比率が0.5ポイント、財政力指数が0.007ポイント、それぞれ改善されているものの、公債費の元本償還や公共下水道、国民健康保険、老人保健及び介護保険事業への繰出金が増加したため経常収支比率が1.9ポイント、公債費比率が0.2ポイント、それぞれ指標悪化になっている。国の「三位一体の改革」などにより地方交付税の削減に加え、核家族化や少子・高齢化社会に対応した社会保障関係費の増加や当面は公債費が高い水準で推移する状況が続き、苦しい財政運営が強いられることが予想される、との報告がありました。

次に、公共下水道事業特別会計については収入済額1,290,463千円、支出済額1,281,863千円となっている。一般会計からの繰入金は586,054千円となっており、市民に対して下水道事業の果たす重要な役割についての情宣に努め、継続率の向上、適正な使用料設定などにより、可能な限り一般会計からの繰入金に依存しない経営体制の確立を望む、との報告があり

ました。

次に、谷田工場団地造成・分譲事業特別会計について、収入済額7,805千円、支出済額7,802千円で、起債の元利償還分7,625千円は一般会計より繰り入れ処理されている。なお、未売却地については、早期に分譲が完了できるよう望む、との報告がありました。

次に、国民健康保険特別会計について、老人保健加入者を含めた被保険者全体での国保加入率は43.9%で、このうち高齢者の国保加入率は24.5%で前年対比1.2ポイント減少している。保険税の収納率は現年分94%、滞納繰越分9.3%、全体での収納率は75.4%で、前年対比1.1ポイント増加をしている。一方、滞納累積額は271,311千円と高額になっている。また、不納欠損額は49,485千円となっている。これまで続けてこられた収納対策や納税指導等の強化で収納率向上のためなお一層の努力を望む、との報告がありました。

次に、老人保健特別会計については、収入済額3,732,939千円、支出済額3,763,041千円で、その結果、収支差し引きで30,102千円の歳入不足となり、次年度予算の繰り上げ充用金で全額補てんされている、との報告がありました。

次に、審査の過程における主なものについて、以下概要を申し上げたいと思います。

1 「市民会館の補修修繕工事が積み重なっているが、結局は全面改修や建てかえたほうが結果的によかったのではないか」との質疑に対し、「単費では建てかえはできないので、最大限延命をさせるための修繕をやっている」との答弁がありました。

2 「地方消費税交付金が、前年度比15,678千円減少している。その原因は何か」との質疑に対し、「佐賀県内の販売等の若干の落ち込み等が影響しているのではないかと。また、人口減とか従業者数など、その比率によって配分されますので、若干影響しているのではないかと」との答弁がありました。

3 「行政評価システムの導入は」との質疑に対し、「平成19年度より研究会を発足しております」との答弁がありました。

4 「農業補助金は、農家所得の向上、地場産品の販売増につながる補助金であると思うが、その事業効果の確認は」との質疑に対し、「国、県の補助事業におきまして、実施年度の翌年度に事務的監査、現場監査等を行っている。事業完了後の5年後、10年後にその追跡調査ということで実施される場合がある」との答弁がありました。

5 「国営多良岳開拓建設事業の受益者負担金2,540千円が不納欠損処分になっているが、回収状況と滞納金額は」との質疑に対し、「昭和57年度から償還が始まっているが、不納欠損処分の内容は、行方不明1件、生活困窮2件、相続人がいない死亡が1件、計4件となっている。滞納金額は6,931,640円となっています」との答弁がありました。

6 「学童保育で厚生労働省からの通達で、70名以上の施設は補助金のカットがあると耳にしたが、学校単位での補助金になるのか、それとも1施設ごとの補助金となるのか」との質疑に対し、「学校ごとではなく、1施設ごとが対象。明倫小学校は2カ所ということで、

この規定にはひっかかりません」との答弁がありました。

このほかにも多くの質疑、意見が出されましたので、その一部を紹介いたします。

- ・市税収入が伸びるための将来構想と計画は？
- ・入湯税について
- ・たばこ税について
- ・地方消費税が減少している原因は？
- ・不納欠損処分について
- ・地方譲与税のうちで配当割交付金について
- ・有価証券の譲渡益について
- ・施設等の修理の計画性は？
- ・重伝建の指定により特別交付税措置について
- ・学童保育について
- ・遊休地の対策について
- ・入札制度について
- ・消防費の交付税措置は？
- ・JR長崎本線存続で協議再開と市民への情報提供は？
- ・財政基盤強化対策について
- ・保育料と給食費の滞納について

などの質疑、意見、要望が出されました。

次に、一般会計が終わった後、特別会計を一括審議いたしましたので、その経過並びに審査過程を申し上げます。

国民健康保険特別会計で累積赤字について「一般会計から全額、または一部について補てんするという方針が出されているが、どう取り扱いをされる予定なのか」との質疑に対し、「一般会計から補てんをしますという約束を議会に対し申し上げました。一般会計の都合もありますので、ここ二、三年のうちにタイミングを見て年度末にさせていただきたいことをお約束する。また、金額がどうかについては、国保の被保険者以外の方が納得するような形で一両年中に結論を出したい」との答弁がありました。ほかに「滞納の状況と不納欠損について」、「保険料の改定について」などの質疑、意見が出されました。

次に、公共下水道事業特別会計では、

- ・供用開始区域面積と接続率はどうなっているのか？
- ・適正使用料の設定は？
- ・区域外の農村集落排水と漁村集落排水のめどは？
- ・祐徳門前処理区の住民説明会は？
- ・未収金の状況は？

以上の質疑がありました。

次に、谷田工場団地造成・分譲事業特別会計では、

- ・使用料と企業誘致が進むと、その対策は？
- ・売却単価と積極的な誘致を！

などがありました。

次に、老人保健特別会計では、

- ・来年4月から後期高齢者医療制がスタートするが、老人保健との関連は？

などの質疑、意見、要望が出されました。

以上、本委員会に対して付託されました平成18年度各会計歳入歳出決算についての質疑、意見、要望が出されました。

質疑終結の後、討論を経て、直ちに採決の結果、議案第66号から議案第71号までの6議案は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、決算審査特別委員長の報告を終わります。

議長（橋爪 敏君）

議案第66号から議案第71号までの6議案の委員長報告に対し、一括して質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

14番松尾です。18年度決算について、反対の討論を行いたいと思います。

まず、やはり何と云っても18年度の市の事業の中心課題というのは、長崎本線存続運動だったと、私は思います。先ほど市長のほうからの御報告もありましたが、こういう結果で結果がついたわけですが、やはりこれまで18年度もそうですが、過去の運動の成果がここまで引っ張ってきたと思います。そして、市長の発言では、あたかも終結のような意を受けましたが、これからが戦いの始まりだと私は思っております。そして、これまでの私たちのこの運動の成果というのが実を結ぶことが来ることを私は願って、さらに取り組んでいきたいと思っております。

予算編成当初から18年度も非常に厳しい財政ということで詰めに詰めた予算がつくられました。このことは、市民の強い要求が幾つも踏みにじられるものになりました。地方税法の改悪により、定率減税が縮小されたり高齢者控除の廃止など、所得控除の見直しは市民に大幅な負担増をもたらしたと思います。市内の景気の回復は全く見られないばかりか、さらに落ち込み、所得の伸びがマイナスになる中での負担増でした。これが市民の暮らしを押しつ

ぶすものになりましたし、そのことは、市税などの収入にも大きな影響を与えるものになりました。

市民は仕事がない、収入は減るという中で、先の見通しもない不安な1年でした。そして、それは今も続いています。ところが、このような中で市の予算は年度中途においても市民が犠牲にされ、削りに削られました。そして、最終的には黒字決算という結果をつくり出しています。そして、そういう中で不用額というのも190,000千円、約2億円あるわけですが、私は、このような結果を見る中で、そういうのをやはりこういう時期ですから十分に中途で検討しながら活用すべきだったんじゃないかと思います。

例えば、民生費53,853,514円の不用が出ています。質問に対しては、各種委託料などの不用額だということです。ですから、そのもの自体の用途は違っていたと思いますが、私は、いろんな市民の要求にこたえるためにも、不用額が予想される時点で組み替えることで市民の要求にこたえるべきだったと思いますし、その努力をすべきだったと思います。

例えば、決算審議で私は、老人福祉の分で紙おむつ代128千円で足りるのかと質問しました。それに対して、すべてこの支給した枚数で足りているとは考えておりませんとの正直な答弁をいただきました。老人の方や障害者など、おむつ代が家計に占める割合は大きなものがあります。このような状況ですから、不用額として残すのではなく、やはりそういう実態を十分につかみながら組まれた予算が不用であるなら、必要で取り組めない分に回しても私は消化をすべきだったと思います。

また、積立金の問題です。財産管理費などの積立金です。2億円以上あるわけですが、確かに法的に必要な分もあると思います。しかし、今日のような状況ですから、市民の生活を少しでも助けていくという立場に立ち、配分などを考えながらも予算を使うべきだったと思います。

例を挙げますと、今、建設関係者の方から仕事が全くないと言われております。私はずっと住宅建設を要求してきました。年次計画の中にもそのことが盛り込まれておりましたが、16年後半になって、やっと来年から取り組まれるようになるということで質問した中で、これはもう消えてしまったということで、17年からの建設計画はとまっているわけですが、例えば、住宅建設などの公共事業が取り組まれるなら各種いろんな仕事が出てくる。また、市民にも仕事場を確保することができると思います。そのことによって少しでも市民の皆さんの暮らしにお役に立つんじゃないかと思います。

また、農業の問題です。当初私は、国の方針に忠実に取り組むことが農業の発展につながるのではなく、農家の暮らしと経営をますます大変にすることを指摘しました。そして、独自の取り組みなども訴えたと思いますが、残念ながらこれという取り組みもなく、農家の皆さんの独自の努力に任せるのみになりました。経営がますます困難になり、また、これから先の経営に対し不安を持つ農家もふえていることは間違いのないことです。

これらのもろもろの影響は商店街にもさらに大きなものとして市民の暮らしを圧迫するものになりました。大企業や大資本家優先の自・公政権のもと、大変な状況は十分に承知をするものですが、それであっても、市として今の枠内で市民の暮らしを守るためには何を優先し、何をすべきかということをもっと考え取り組んでいくことが私は大事だと思います。

最後になりますが、私は一貫して同和事業の問題を追及しております。つまり、同和事業は、結論を申しますと終結をすべきだということ、さらに、こういう中で同和の財政的にも許すことのできない問題を指摘してきました。特に、その中でも団体補助金です。部落解放同盟と全日本同和会、2つの団体がありますが、部落解放同盟2世帯2名、補助金が1,657,814円です。全日本同和会6世帯9名、3,170,104円、合わせて8世帯11人に5,827,918円の補助金が出されております。また、そのほかの同和予算についても本当に私たちは許すことができないと思います。

例えば、同和事業の中で同和对策費、同和对策課のほうの予算が18年度の決算で25,525,840円です。この中に先ほどの同和2つの団体に対する補助金も入っているわけですが、普通いろんな団体がありますが、それぞれの団体は補助金をもらった中で自分たちの活動費、例えば、団体の大会に出席をしたりいろんな催し物への負担金というのは出していると思います。私は、この2つの団体補助金がどのように使われているか明らかにしていただくようお願いをしましたが、そのことはできないということで、正式にこのことを開示して、そして書類をとってくださいと言われております。それはそれとしまして、そういう中でも例えば、大会等出席負担金、参加負担金というのが720千円別に上がっています。

さらに私が許すことができないのは、団体の人たちの出席だけではありません。同和事業に関するいろんな催し物に市の職員が出席していること。こういう組織があるので出席要請されれば出席されることもあるでしょうが、例えば、少し例を挙げてみたいと思います。部落解放同盟新春旗開き参加負担金、これが49千円、1人7千円の7名、49千円です。これは市の職員です。それから、行政との懇談会参加負担金、これは全日本同和会のほうにですが、20千円の2名です。1人20千円ですよ、職員が。そして、それに2回出ています。80千円です。それから、県内交流研修会参加負担金184千円、23千円の8名です。ほかにもあります。また、全日本同和会のほうで県内会員交流研修会参加負担金、これも職員です。23千円の4名です。5名組まれていたということですが、1名病気で欠席だったということで4名上がっています。72千円です。

ほかのいろんな団体に職員が参加をして、負担金のこんな大きなものを公費で払っていく分が果たして幾らあるでしょうか。特に、その内容まで私は正直言って調べておりませんが、飲食を伴うものもたくさんあるわけです。今、私たちが公的に出る集会についても、飲食費にしては議員でさえみずからのお金を使って参加をしていると思いますが、同和事業に関してはこのようなことが当たり前のようにしてやられているということ、私は本当に許せない

ことだと思えます。そして、果たして例えば、1つの団体の旗開きとか行政との懇談会などというのにこれだけの人数を参加させていかなくちやいけないかということ、このことも私は指摘をしたいと思えます。

ちなみに、この補助金がいかに不公平かということを知ってもらいたいと思えます。例えば、市の老人クラブの活動助成金が2,214,385円出されています。組織人員は約3,000名ほどだと思えます。先ほどの組織人員と比べてみてください。それから、敬老の日に各地域で行事が行われておりますが、全体で5,410,600円です。以前はもっと出されたと思えますが、大分削られてきています。

それから、社会福祉協議会がありますが、その運営助成金7,000千円です。あれだけの行事をなさっていますがね、そういう事態です。

また、他のもろもろの福祉団体がありますが、肢体不自由児父母の会の補助金24千円、この方たちも自分たちの活動をするためにいろんな事業をしたりしながら本当に細々と活動をされているんですよ。大変なお仕事なんですよ。しかし、24千円ですよ。それから、例えば、民生児童委員連絡協議会運営費補助金として658,210円です。

社会福祉団体の決算書に載っていた分を見ますと、13団体に総額10,034,127円ですね。先ほど2つの同和団体に対する補助金が5,820千円ですから、58%です。これがまともだと言えるでしょうか。特に同和事業については、国はもうその事業の終結を図っています。私たちも国に行ってその関係機関と交渉する中で、まだそういうことをやっている地域があるんですかと、国の方も本当に驚いていらっしゃいましたが、これが現実なんですよ。

桑原市長も、これまでいろんなこちらの要求その他の中でやっぱり財政は公平に使わなくちやいけないということを過去も再三おっしゃってきたわけですが、私はこの同和事業、そしてそれに使われている予算を見るときに一番大事な分じゃないかと思うんですよ。同和事業が特に人権問題で何を皆さん方が取り組まれているかということです。そういう精神からしても、私はこういうあり方というのはいつきも早くやめなくてはいけない、変えていかななくてはいけないと思えます。

今、特に、先ほどから申しておりますが、財政厳しい中で市民の暮らしがここまで落ち込んでいる。本当にきょう、あすの食事をどうしようと、わずかな年金で生活されている高齢者の人は、大げさじゃありません。三度の食事を二度にし、そして、暖をとるためにスーパーなどに行ってそこで日を過ごす。夜になれば、見たいテレビも見らずに早く休むというような必死の努力をしながら生活されているんです。そういうものと比べたときに、これをおかしいと思わない人があるでしょうか。私は、このことについてはずっと指摘をしておりますし、今回もこれ1つとっても決算を認めることはできません。

終わりにします。

議長（橋爪 敏君）

ほかにございせんか。15番中村雄一郎君。

15番（中村雄一郎君）

私は、議案第66号から第71号、平成18年度鹿島市の一般会計歳入歳出決算認定についてほか、賛成の立場で討論いたします。

18年度の決算認定に関しましては、歳入面では、税収が法人税などの伸びにより前年より微増したものの、地方交付税の減により非常に厳しいものがございました。歳出面では、少子・高齢化対策、公共下水道など他会計への繰り出し、一部事務組合負担金、基幹産業である農林水産業活性化対策や都市基盤整備など財政需要は増加をする中で、職員採用の抑制や各種事業見直しなど財政基盤強化対策に沿って削減効果があらわれ、収支バランスがとれた黒字決算になったと解釈をいたしております。

先ほど松尾議員は、不用額が2億円ほど出たということで、途中で住民ニーズにこたえるべきだというような反対討論をなさいましたけれども、市の財政運営は実施計画に上げ、議会に諮り予算化をしていくという中でバランスのとれたものを保つべきだと思っております。

また、財政指標は、財政力指数が0.441、これは改善傾向にありますが、経常収支比率95.3%、実質公債費比率18.6%、まだまだ県内でも高い水準にあり、厳しいものがあります。しかし、この数字も、先日市長から説明があったように、住民1人当たりの市債残高が、玄海町はこれは別格ですので、除きますと、下から2番目というようなことで、鹿島市の財政そのものは今がピークで、これからは健全化の方向に向かうものと見られます。現在、市債残高が113億円、これは臨時財政対策債も含むわけですが、非常に健全化の方向へ向かっているという中で、今後の鹿島市の財政運営、厳しい中ではございますけれども、健全化の方向へ向かっていくものと確信をいたしております。

そのようなことで、平成18年度の決算認定に関しましては、賛成をしたいと思います。

議長（橋爪 敏君）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第66号 平成18年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第66号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第67号 平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、

委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第67号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第68号 平成18年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第68号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第69号 平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第69号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第70号 平成18年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第70号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第71号 平成18年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第71号は提案のとおり認定されました。

しばらくお待ちください。

日程第2 議案第74号

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第2 議案第74号 鹿島市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北御門総務課長。

総務課長（北御門敏則君）

議案第74号 鹿島市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

提案の理由といたしまして、職員に自己啓発や国際協力の機会を提供し、職員の能力開発を促進するため、この条例を制定するものであります。

この条例の趣旨であります。地方公務員法の一部を改正する法律が施行されました。今回の制定は、職員に自己啓発及び国際協力の機会を提供することを目的として職員の自発的な大学等の課程の履修、または国際貢献活動を可能とするための休業制度の創設を行おうとするものであります。このようなことで、鹿島市職員の自己啓発等休業に関する条例を制定するものであります。

条例の内容であります。対象職員としては、学校教育法に規定する大学、大学院等の課程を履修する職員、次に国際協力機構に基づく開発途上地域における奉仕活動など国際貢献活動を行う職員としております。

期間は3年まで、大学課程を履修する職員の場合は2年、特例3年とし、休業中は無給となります。

職務復帰後の給与の調整についてであります。職務に特に有用である場合は、すべての期間を勤務したものと取り扱うこととし、それ以外は2分の1の勤務期間を勤務したものと取り扱うこととなります。

退職手当につきましては、現職休業期間を算定期間から除く取り扱いとなります。

それでは、議案書で御説明いたします。2ページをお開きください。

第1条では、この条例の目的を掲げております。

第2条では、自己啓発等の休業の申請と承認についてうたっております。

第3条では、自己啓発等休業の期間を定めております。

第4条では、自己啓発のための教育施設について定めております。

この教育施設についてでありますけれども、大学、大学院、防衛大学校、防衛医科大学、水産大学校、海上保安大学校、気象大学校、職業能力開発総合大学、公立看護大学校であります。

次に、第5条では、自己啓発を行う奉仕活動について定めております。

奉仕活動と申しますのは、青年海外協力隊等が考えられると思っております。

第6条と7条では、自己啓発等休業の期間及び内容の記載と期間の延長について定めております。

第8条では、自己啓発等休業の承認の取り消しについて定めております。

第9条では、自己啓発等休業中の職員の任命権者への報告について定めております。

第10条では、職務復帰後の給与の調整について定めております。

第11条では、退職手当の取り扱いについて定めております。

第12条では、この条例に関し必要な事項は規則で定める委任規定であります。

以上であります。鹿島市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例、鹿島市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例については、それぞれ自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与の項を追加し、それに伴う項ずれの改正を行うものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いをいたします。

議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

質疑はないようでございますので、ただいま審議中の議案第74号は、会議規則第36条第1項の規定により総務建設環境委員会に付託いたします。

お諮りします。議案第75号から議案第94号までの20議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第75号から議案第94号までの20議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第3 議案第75号

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3 議案第75号 鹿島市政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北御門総務課長。

総務課長（北御門敏則君）

議案第75号 鹿島市政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案説明資料の2ページをお開きください。

第2条第4項は、郵便貯金が郵政民営化に伴い一般の銀行の預金と同じ取り扱いになることにより、字句の訂正であります。

第5条第5項は、投資信託などの金銭信託がみなし有価証券として取り扱われることになったことによる削除であります。

同条第6号は、法律名が金融商品取引法に改められたことによる字句の訂正であります。

あとは、第5項の削除による項ずれによる改正であります。

なお、この改正による資産報告等に記載する内容に変更はございません。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第75号 鹿島市政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第75号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。11時10分から再開します。

午前10時59分 休憩

午前11時9分 再開

議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第4 議案第76号

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第4 議案第76号 鹿島市議会議員及び鹿島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（中村和典君）

議案第76号 鹿島市議会議員及び鹿島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案書につきましては8ページから10ページを、議案説明資料につきましては3ページから5ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

本議案につきましては、平成19年3月22日に公職選挙法の一部を改正する法律が施行され

たことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、地方公共団体の長の選挙ということで、知事選挙及び市町村長の選挙に限って選挙運動用のビラ、いわゆるマニフェストと言われる政権公約を頒布できるようにになりました。

それでは、今回提案いたしております鹿島市長の選挙における改正点について申し上げます。

主な要旨は5点ございます。枚数制限につきましては、候補者1人について2種類以内のビラを1万6,000枚まで配布することができます。大きさは最大A4版までで、両面印刷や色刷りも可能であります。ただし、鹿島市選挙管理委員会が交付する証紙を貼付することが必要であります。

ビラの作成費用につきましては、第7条及び第8条に規定するとおり、条例を定めることにより公費負担となり、無料で作成することができます。公費負担の限度額につきましては、第9条及び第10条に規定するとおり、1枚当たりの作成単価7円30銭にビラの作成枚数を乗じた金額となります。最高限度額につきましては、1候補者当たり11万6,800円という額になります。

ビラの頒布の方法につきましては、新聞折り込みや選挙事務所内及び個人演説会の会場内、あるいは街頭演説会の場所で配布できることとなっております。

今回の改正につきましては、鹿島市長の選挙に関連する条文のみを整備いたすものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

1点だけお尋ねしますが、今、1人2種類ということでしたね。今、普通、法定ビラということで、選挙のときは3個まで出せるんじゃないかと思いますが、市長もそうですかね。法定ビラというのがあると思いますが、それとはまた別のものと考えてのでしょうか。

議長（橋爪 敏君）

中村選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（中村和典君）

ただいまの御質問にお答えをいたします。

これまで通常の選挙運動期間中に配布できる文書とかにつきましては、特に市議会議員、それから市長選挙については選挙はがきのみということで限定されておりました。ただし、国政選挙等におきましては、いわゆるマニフェストということでパンフレット等の配布は公

職選挙法で認めておりましたが、今回、知事選挙及び市町村長の選挙に限ってマニフェストをビラという形で配布できるように法が改正されたものでございます。そいけん、議員がおっしゃるように法定ビラというのは、今回のこの条例改正には全く触れないものということで解釈いたしております。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

わかりました。じゃ、これは、普通ビラは候補者の名前だとか何か出せませんが、それも含めてということになると理解していいわけですね。 はい。

もう1点お尋ねします。

今回、市長選挙のみということですが、私たちにとっては市議選が非常に興味深いわけですが、市議選は今後お考えはないものですか。これは国との関連ででしょうか、しかし、その辺はいかがなものでしょうか。

議長（橋爪 敏君）

中村選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（中村和典君）

お答えをいたします。

今後、国の法の改正等を見ながら検討いたしたいと思っております。

以上でございます。

議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第76号 鹿島市議会議員及び鹿島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第76号は提案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第77号

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第 5 . 議案第77号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北御門総務課長。

総務課長（北御門敏則君）

議案第77号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

少し長くなりますけれども、御容赦のほどお願いいたします。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の一部が改正されたことに伴い、改正するものでございます。

改正の趣旨であります。育児を行う職員の仕事と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、職員が職務を完全に離れることなく長期にわたり仕事と育児の両立が可能となるよう、小学校就学に達するまでの期間、育児のための短時間勤務制度及び早出、遅出勤務制度の導入のため、所要の条例の整備を行うものであります。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。

まず、育児休業制度の育児短時間勤務について申し上げます。

職員が小学校就学に達するまでの子を養育するため、次のいずれかの勤務形態により職員が希望する日及び時間帯において勤務することができることとなっております。

希望する日及び時間帯とは、1日当たり4時間勤務、週20時間、次に、1日当たり5時間勤務、週25時間、3点目が週3日勤務、週24時間勤務、4点目が週2日半勤務、週20時間勤務、5点目が1週当たり20、40、25時間勤務、これは交代勤務がある職場でありまして、当市では生涯学習課と図書館が該当するものと思われま。

以上5つのパターンから選定することとなります。

次に、育児休業制度の部分休業について申し上げます。

部分休業とは、1日2時間まで休むことができるものであります。この部分休業の対象となる子を、これまでの3歳に満たない子から、小学校就学に達するまでの子に延長するものであります。

次に、育児休業した職員の職務復帰後の給与の号給調整について説明申し上げます。

この育児休業は、子供が生まれて産後8週間の産後休暇がありますが、これが終了してから子供が1歳になるまでの期間取得でき、最長3歳まで更新することができるとなっておりますが、この育児休業を取得した職員の職務復帰後における給与について、育児休業期間中これまでは2分の1勤務したものと取り扱っていたものを、引き続き勤務したものと調整することができるものとするものであります。

次に、早出遅出勤務について申し上げます。

この早出遅出勤務制度とは、小学校就学前の子を養育する職員、介護が必要な親族を介護する職員が、始業時間、終業時間をずらして設定された幾つかの勤務時間の中から勤務する時間を選択できるというものでございます。

それでは、議案説明資料の7ページをごらんください。

新旧対照表でございますが、改正の主な要点のみ御説明申し上げます。

第8条は、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整について規定したものであります。

改正前は、育児休業した期間の100分の50に相当する期間を勤務していたものとしておりましたが、改正後は、100分の100として引き続き勤務したものとみなすことができるとするものであります。

8ページをお開きください。

第10条であります。育児短時間勤務をすることができない職員を規定いたしております。

9ページの第12条は、勤務形態が交替制勤務職員に適用されるという規定であります。

10ページの第17条は、育児短時間勤務職員の給与カットに関する給与条例の読みかえ規定であります。

11ページの第18条は、退職金の支給に関する規定であります。

12ページの第20条は、部分休業をすることができない職員を規定したものであります。

第22条は、部分休業をしている職員の給与の取り扱いについて規定したものであります。

次に、鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について申し上げます。

13ページでございます。

第2条第2項から第8条までは、短時間勤務ができると規定したものであります。

15ページをお開きください。

第8条の2は、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務について規定したものであります。

次に、鹿島市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について申し上げます。

16ページでございます。

これは、部分休業した職員の給与の減額について規定したものでございます。

次に、鹿島市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について申し上げます。

17ページでございます。

これも部分休業をした職員の給与の減額について規定したものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いを申し上げます。

議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第77号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第77号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第78号

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第6、議案第78号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北御門総務課長。

総務課長（北御門敏則君）

議案第78号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案説明資料の18ページをお開きください。

今回の改正は、地方自治法第203条第5項で報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならないとなっており、本条例を整備するものであります。

今回、同条例に新たに第2条第3項に「別表第1、別表第2及び前項で規定する者以外の特別職の職員の受ける報酬及び費用弁償の額は、予算の範囲内において任命権者が定める額とする。」を挿入し、第3項を第4項と改めるものです。

次に、別表第1に、これまで58の委員会、審議会等を掲げておりますが、これに高齢者保健福祉計画策定委員会委員、健康づくり推進協議会委員、学校評議員、次世代育成支援対策地域協議会を新たに加え、福祉事務所嘱託医を精神科医と精神科医を除くに分けるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

1点お尋ねしますが、今回4委員会の委員の報酬ということが新しく出てきておりますが、ごめんなさい、私よくわかりませんので、次世代育成支援対策地域協議会委員ということで日額5千円ですかね。具体的にどういう仕事をして、何人ぐらいで構成されるのかお尋ねします。

議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

福祉事務所長（迎 和泉君）

ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

実は、平成17年度（218ページで訂正）だったと思いますが、次世代育成支援行動計画というのをつくっております。この中身といいますのは、次世代育成ということでございますので、子供の対策を今後どうしていくかということでの計画書を策定しておりますが、その計画書策定に対するその後の実際の計画の実行状況を確認するというために、関係機関からの委員さんをお願いいたしております。その方たちに対する報酬ということでございますが、今までは謝金という形でお支払いをしておりましたが、報酬が妥当なんじゃないかということで、今回、報酬のほうに上げさせていただいておりますが、人数についてはここに資料を持ってきておりませんので、はっきりわかりませんが、多分20名以内で十五、六名だったと思いますが、申しわけございません。資料がございません。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

この前も言いましたが、新しいのが出たときには、それに関する資料ぐらいね、ましてや委員の報酬ですから、何名ぐらいと。どうせ議員は、うん、よかばいと言うぐらい思ってもらったら困りますよ。最低のあれでしょう。

それじゃ、もう1点お尋ねしますが、約20名以内ということですが、どういうところからこの委員さんは選出をされていらっしゃるんですか、選出母体はどこですか。

議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

総務課長（北御門敏則君）

最初の御指摘の、この次世代育成支援対策協議会というのは今回新しくつくるものではなくて、これまでもあったものですが、それをここに、先ほど御説明いたしましたように、費用弁償について報酬で出したほうがふさわしいということでしたので、今回この条例

にうたうというふうなことで提案をしているものでございます。（「質問の答えになっていません」と呼ぶ者あり）

議長（橋爪 敏君）

答弁ありませんか。

そのまましばらくお待ちください。

暫時休憩します。

午前11時31分 休憩

午前11時34分 再開

議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

迎福祉事務所長。

福祉事務所長（迎 和泉君）

どうも資料が手元になくて申しわけございません。

委員さんの人数は15名でございます。内容といたしましては、学識経験者を3名さん、この方々は大学の子育てに関係する研究をしておられる教授の方、それから民生委員・児童委員の元の経験者の方、それから元の小学校の校長先生、それから教育機関関係ということで、小学校の校長先生の代表の方、それから幼稚園の代表の方、それから保育所の保育会というのがございますが、その代表の方、それから主任児童委員の代表の方、保育会じゃなく、園長さん方じゃなく、保育士の代表の方、それから保健師の代表の方、それから商工会議所関係機関ということでございます、商工会議所の代表の方、家庭相談員の代表の方、それから市で持っております子育て支援センターのほうから1名入っています。それから、児童関係の保護者の代表ということで、そのほか入っていただいております。

以上でございます。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

はい、わかりました。

ここで出ましたので、もう1点だけお尋ねしたいと思います。

ちょっと直接じゃないかなと思いますが、17年度からあったということで、実績として年間どれくらいの、私は、この委員会というのは、非常に今の状況を見るときに大事な部分じゃないかなと思いますので、お尋ねをしますが、大体18年、もう17年度からあったということなら、18年度で何回くらい。本当ならさっきの決算審議でやるべきでしたけど、ごめんなさい。

議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

私、17年度と申し上げましたが、17年3月に策定をいたしております。申しわけございません。

次世代育成支援行動計画といいますのは、まず、この計画書をつくる段階で策定懇話会ということでの委員さんをお願いしております。これがほとんどそのまま、今回は2年間の任期ということで、懇話会の委員さんが協議会の委員さんになっていただいておりますが、大体年に1回その実績状況と、それから翌年度以降の計画を踏まえて検討をいたしますので、年1回ということでございます。

議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ございませんか。11番中西裕司君。

11番（中西裕司君）

先ほどの松尾議員の関連で質問をいたしますが、先ほど各種団体なり出されましたけれども、現在この議会でも問題提起されました「早寝早起き朝ごはん」というような形で、あるいは食育という形で議論をされております。そういう意味では、鹿島市に栄養士会もあると思うんですが、そういう立場の方の委員といいですかね、そこら辺での問題はどのように考えていらっしゃいますか。入れる、入れないも含めて、どのような立場で栄養士会ですね。保育所には栄養士必ず配置するようになってきているわけですよね。施設関係もそうですが、そのようになっておりますので、栄養士のほうのそういう地位向上も含めて検討する余地はあるのか、ないのかお聞きします。

議長（橋爪 敏君）

答弁を求めます。迎福祉事務所長。

福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

栄養士さんを別にそういうふうに意識的に外してということはありません。ただ、保育所の代表ということで、保育士の代表の方と保育所の会長さん方が入っていただいておりますので、保育所関係についてはそこからの情報をおいただきする、あるいは学校関係でありますと学校の校長先生が入っていただいておりますので、そういうことである程度は対応できるんじゃないかと思っております。

それからもう1つは、食育関係については、保健健康課のほうからのお話もお聞きをしますので、現時点ではそちらのほうで対応をしていきたいと考えております。

議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

11番（中西裕司君）

いろんな各種団体、今までのいろんな委員会にしても構成についてはもうマンネリ化したところもありますし、それはそれでいいだろうというような形が今までのことが多々あったと思っております。ただ、今後いろんな分野での広く専門家の意見を聞くという意味では、やはり鹿島市にも栄養士会もあるわけでありまして、そういう合同の会議もされておるといふうに私はお聞きしておりますので、今後の課題として上げていただきたいといふうに御希望を申し上げておきます。

議長（橋爪 敏君）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第78号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第78号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第79号

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第7 議案第79号 鹿島市小学校・中学校設置条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田教育次長。

教育次長（藤田洋一郎君）

議案第79号 鹿島市小学校・中学校設置条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案書では24ページと25ページでございますが、別冊の議案説明資料で説明をいたします。説明資料の21ページをごらんください。

この条例につきましては、学校教育法の第29条及び第40条に規定されております、市町村は、その区域内にある学齢児童等を就学させるに必要な小学校及び中学校を設置しなければ

ならないという条文を根拠につくられている条例でございます。

この根拠法であります学校教育法の一部が、ことし3月28日（222ページで訂正）に改正されました。その改正の中身でございますが、小学校、中学校、大学などの学校の種類を規定している順番が変更をされております。従来は第7章で規定されておりました幼稚園が、今回の改正では第3章に繰り上げとなっております。また、新たに第2章で義務教育の目標が定められております。そのために法律の条番号が大幅に変更となったものでございます。これによりまして小学校、中学校の設置規定であります第29条及び第40条につきましても、それぞれ38条及び第49条に改正されたということで、今回、引用条項の変更をお願いいたすものでございます。

これで説明を終わりますけれども、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第79号 鹿島市小学校・中学校設置条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第79号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第80号

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第8 議案第80号 鹿島市立公民館設置条例等の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）

議案第80号 鹿島市立公民館設置条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回この条例を提案いたします理由は、鹿島市の6地区の地区公民館等に指定管理者制度を導入したいので御提案させていただくものでございます。

議案書は26ページから34ページでございますが、説明資料の22ページから32ページの条例の新旧対照表で御説明させていただきます。

説明資料の22ページの新しい欄をごらんください。

第1条による改正として、鹿島市立公民館設置条例の一部改正でございます。

まず、第3条の管理運営でございますが、公民館の管理運営は教育委員会が行うことを明確に条例で定めたものでございます。

次に、第4条、開館及び閉館でございますが、これまで鹿島市立公民館規則で定めていた公民館の開館時間と閉館時間を指定管理者制度の導入に当たって条例で定めることにしたものでございます。これまでどおり、原則として開館時間を午前9時に、閉館時間を午後5時にいたすものでございます。

次に、第5条、休館日でございますが、この規定もこれまで規則で定めていたものを条例で定めることにしたものでございます。これまでと変わらず日曜日、土曜日、祝日などを休館日といたすものでございます。

次に、第6条、職員でございますが、第2項で「地区公民館の主事のほか必要な職員を置く。」という規定のただし書きで、指定管理者の場合は、この限りではないということを決めたものでございます。

次に、第8条、使用許可の制限でございますが、「使用者は、許可目的以外に公民館を使用し、又はその全部若しくは一部を第三者に転貸してはならない。」という規定でございます。

23ページをごらんください。

第9条、許可の取消しでございますが、この規定も規則で定めていたものの条例化をお願いいたすものでございます。教育委員会は、この条例、またはこの条例に基づく規則に違反したときなどは使用の許可の取り消しなどができるという規定でございます。

次に、第10条の使用料でございますが、公民館の使用料は無料でございますが、ただし、公民館を社会教育法第20条に定める目的外で使用する場合は、鹿島市行政財産使用料条例別表第2に定める使用料をいただくということを条例で明確に規定することとしたものでございます。

次に、第11条、原状回復義務でございますが、使用者は、その使用を終わったときなどは原状に回復して返還しなければならないという規定を新たに設けたものでございます。

次に、第12条、損害賠償でございますが、この規定につきましても規則で定めていたものを条例で定めることをお願いいたすものでございます。

次に、第14条、指定管理者による管理でございますが、この規定が今回お願いいたしております条例の一部改正の主となるものでございます。教育委員会は、指定管理者に地区公民館の管理を行わせることができるという規定でございます。

次に、第15条、指定管理者の指定の手續等でございますが、「指定管理者の指定の手續等については、鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例の定めるところによる。」という規定でございます。

次に、第16条、指定管理者の業務の範囲でございますが、地区公民館の使用の許可に関すること。地区公民館の施設及び設備の維持管理に関することなどを業務の範囲と定めたものでございます。

24ページをごらんください。

第17条の準用でございますが、第4条、開館及び閉館、第5条、休館日、第7条、使用の許可及び第9条、使用の取消しの規定は、指定管理者に地区公民館の管理を行わせる場合について準用するという規定ございまして、この場合において、第4条、第5条、第7条及び第9条の「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読みかえる規定でございます。

以下、24ページからの第2条による改正の鹿島市のごみふれあい楽習館条例の一部改正、26ページからの第3条による改正の鹿島市臥竜ヶ岡体育館設置条例の一部改正、28ページから第4条による改正の鹿島市林業センター設置条例の一部改正、30ページからの第5条による改正の鹿島市漁村センター設置条例の一部改正は、この4施設の条例の一部改正につきましては、ただいま御説明いたしました鹿島市立公民館設置条例の一部改正と同様に、この4施設に指定管理者制度を導入する改正とあわせて開館及び閉館時間、休館日等をそれぞれの施設の規則でこれまで定めていた規定の条例化をお願いいたしますのでございます。

次に、32ページをごらんください。

第6条による改正の鹿島市行政財産使用料条例の一部改正でございますが、公民館の目的外使用の場合のみ別表第2に規定する使用料をおいただきするという規定をただし書きで明確にしたものでございます。

最後に、附則でございますが、議案の34ページをごらんください。

この条例の施行日を平成20年4月1日といたすものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（橋爪 敏君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時53分 休憩

午後1時 再開

議長（橋爪 敏君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

まず、当局より発言の訂正申し出がっておりますので、これを許します。藤田教育次長。

教育次長（藤田洋一郎君）

申しわけございません。議案第79号の説明の中で、「学校教育法の一部がことし3月28日

に改正された」と申し上げておりましたが、これは誤りでございます。「ことし6月20日」が正しい改正日でございます。申しわけございませんけども、「3月28日」を「6月20日」ということで訂正方よろしく願いいたします。申しわけございませんでした。

議長（橋爪 敏君）

次に、議案第80号に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。7番徳村博紀君。

7番（徳村博紀君）

7番徳村でございます。私からは1点だけ質問をいたします。

先日、私は古枝小学校の学童保育と能古見小学校の学童保育を見学に行っていました。そこで、古枝小学校はある程度環境が整ったところで子供たちも楽しく遊んでおりました。片や能古見小学校の学童保育を見てみますと、学校の教室を使ったり、のごみふれあい楽習館のほうに移ってみたいということで、教室が定まっていないという状況の中で子供たちが保育をされているというような状況でございました。これ、質問じゃないんですけども、とりあえずこの点をできれば、教室の環境というものを考えていただきたいと思います。そして、今回、指定管理者制度、このふれあい楽習館が指定管理者に移行されるという形になりますけれども、のごみふれあい楽習館ですね、これが指定管理者に移行されると、こういったときに今の現状のままで、のごみふれあい楽習館をそのまま使うことができるのかどうかということをちょっと疑問に思いましたので、質問いたします。

議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）

お答えいたします。

今回の地区公民館の指定管理者制度の導入につきましては、今まで公民館がやってきたことは基本的にすべて行うということが条件になっております。そのことからしましても、学童保育の問題は私のほうから答えることはちょっとできませんけれど、学童保育についてものごみふれあい楽習館で続けていくことになると考えております。

議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

7番（徳村博紀君）

今からですね、きょうの新聞でしたか、土曜日とかの休日に関しても学童保育というか、子供たちの保育に関する拡充を行っていくというような国の政策が載っていたような気がするんですけども、こういった場合、これが指定管理者になると、土曜日、日曜日が休みということになっておりますけれども、そういった場合に、例えば、土曜日、これを開けることができるのかどうか、お伺いします。

議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）

お答えいたします。

のごみふれあい楽習館につきましては、先ほど条例で説明いたしましたように、原則、土、日、祝日等が休みになります。ただし、それは原則でありまして、指定管理者の会長という形になると思いますが、そこで必要であるということで開館ということもあり得ます。

議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ございませんか。2番松尾勝利君。

2番（松尾勝利君）

今回、この指定管理者制度について説明を受けた中では、地域住民みずからが公民館の運営に携わることで、地域活動の活性化につながるというような趣旨で今回この案が出されたものと思っております。従来、今まで鹿島市のほうでは30代から40代の市の職員が公民館の主事として従事をしていただいていたわけですが、地区の区長さん、あるいは生産組合長さん、PTAとか、いろんな団体と触れ合うことによって、その人たちが地区の実情を知って、その後、また市役所のほうに戻られて鹿島市のいろんな発展に寄与をしていただいているものと私は思っております。

そういうことで、人材育成の意義というものが今まで十分あったと思っておりますが、そのことについて市のほうとしてはどのように考えておられるのか、まず質問したいと思います。

議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

市長（桑原允彦君）

当然あったと、また、私自身もそういう意味も含めて公民館の主事という立場でやっております。

ここで、ちょっと整理して考えていただきたいのは、今までも地区公民館は住民主導なんです。公民館長として職員を派遣しているわけではありません。その手助けの事務方としてですね、事務方として主事を派遣していたということですから、今度大きく住民主導というのが変わったということではなくて、より深く、広く住民主導という意味合いを込めたと、こういうことであります。

議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

2番（松尾勝利君）

今、この議場の市役所の部課長級ほとんどの方が経験をなされているということで、非常に今までその成果といいますか、意義があったのではないかなということで私は思っております。

それから、内容についてでございますが、これは地区振興会のほうに指定管理者を任されているというふうに思っておりますが、その人事権ですかね、それが地区振興会にゆだねられるということで、あってはならないことですが、解雇とか懲戒等の手続等がこの地域振興会のほうにゆだねられるということで権限が非常に大きいと思います。そのことについて地区の人たちがどのように思われるのか、少し不安がありますので、そのことについてどのようにお考えでしょうか。

議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）

今回の地域委託につきましては、振興会がある組織につきましては5地区の振興会にお願いしたいと思っておりますし、鹿島地区につきましては鹿島公民館運営協議会というのをつくっていただきまして、そこで管理運営をお願いするという形で、あした、また御提案をさせていただきますけれど、この権限は確かに振興会に広がっていきます。特に人事権、今回の採用につきましても振興会でお任せいたします。ですから、6地区の就業規則を全く統一したような形で作り上げたいと考えております。その中で職員の懲戒とかなんとかというのも、こういう場合でなければ懲戒はできませんよというような規定を設けたいと思っております。

以上です。

議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

2番（松尾勝利君）

現在のところ地域振興会と市のほうで、このことについていろんな話し合いがなされております。その中でかなり進んでおって、来年4月からこの制度の導入によって職員の採用がなされるというふうに聞いておりますが、ちょっと私、聞いたところによりますと、1月の市報にも完全にそのことが記載をされるというようなことで聞いておりますが、それは本当でしょうか。

議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）

松尾議員申されますように、今年度に入って各地区で最低でも地区3回以上御説明をしてみましたし、地区公民館は地区公民館で、地区は地区で主事たちも入って何度も作業部会とか理事会とか開いてきていらっしゃいます。それと最終的にはもちろん議会の議決が必要なんですけれど、1月の市報に載せるような準備だけは今させていただいております。

議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

2番（松尾勝利君）

準備ということで受け取ってよろしいわけですね。

以上で終わります。

議長（橋爪 敏君）

ほかにごいませんか。14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

14番松尾です。指定管理者制度については、私は当初からこの問題が出た段階から、これには疑問を持ち、それぞれの指定管理者制度については反対の態度をとってきているわけですが、特に今、公民館については地域の自主性だとかなんだとか、非常にうたい文句はいいわけですが、ただ、妙にどこでもそうですが、財源的な問題の中でこういう形が生まれているわけですね。特に長い間の行政改革の中で、予算の削減とか事業の縮小などが続けられて、本来の活動を十分にするためには非常に不十分な面もある。しかし、地域の利用者の要求の高まりにこたえるための努力というのは非常にされてきたと思います。しかし、それでも耐えられなくなってきたというふうなことが、私は根底にあると思います。

お尋ねをしたいと思いますのは、当初、指定管理者制度というのが出てきたときに、文科省としては図書館とか公民館とか博物館とか、そういうものについては指定管理者制度は望ましくないということで外されていたと思うんですね。それがある時点から今回提案されるような形に変わってきたんですが、まずお尋ねをしたいのは、なぜ外されていたのかということ、教育長、お尋ねをします。

議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）

お答えいたします。

最初の文科省の見解では確かに社会教育施設等については好ましくないということがありました。それは社会教育法に公民館には館長必置と、そういうのが果たして指定管理という形で、それと教育委員会が任命するという見解がありました。法的にですね、社会教育法に。それらに触れないかということの検討がなされておりました。ですが、文科省の見解で指定管理者の自治法の改正にあわせて、文部科学省としては公民館、図書館、博物館、こういう社会教育施設についても指定管理者制度を適用し、株式会社など民間事業にも館長業務を含め、全面的に管理を行わせることができるという見解を示されております。ということで、現に大分県の日田市さんとか、指定管理者制度を公民館に導入しているという状況がございます。

以上です。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

最初、外されていたということ、これはその法に触れないかということ。じゃあ、その法の根本というのは何なんですかね。触れるかもわからないと言われる指定管理者制度から外さんといかんと、館長とかなんとかを置かんといかんとということだね。だから、そのところは何か、もしそれが制度だとしたら、よそがしとるかしたらんかわかりませんが、私は適切でないというような気がするわけですよ。だから、そのところの法の精神といいですか、どういうことなんでしょう。

議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）

お答えいたします。

社会教育法では、公民館に館長を必置するという規定がございます。それから、職員の任命は教育委員会が行うという形がございます。ではございますが、このことを今度の指定管理者、先ほどのお答えと同じような形になりますけれど、指定管理者制度導入に当たってそこから辺の見解の見直しが行われたと、法的にはまだ必置という形で残っております。うちの場合も中央公民館に公民館長を置きます。その社会教育法の趣旨は守りたいと思っております。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

次にお尋ねしますが、先ほど大分県ですか、そこでは既にされているということですが、大分を例に出されるくらいですから、佐賀県ではまだされていないのかなという気がしますが、周辺の自治体はどうなっていますか。

議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）

お答えいたします。

佐賀県内では鹿島市が地区公民館の指定管理者制度を導入するのは初めてでございます。似たような形で佐賀市さんがやられております。これは一部委託という言い方をされております。地域に運営協議会をつくっていただきまして、そこで職員さん2人を雇用されておりますけれど、班長さんが市が採用して嘱託職員さんということで地区に派遣をされているところは一部違っております。

以上です。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

今の状況を見ますと、県内ではまだされていない。じゃあ、本当にこれが住民のためによいことであるということになれば、皆さんたちがおっしゃるように地域の人たちの自主性を云々とかであるならば、既にあってしかりだと思いますが、ほかのところでもまだなされていないというのはどういう要因なんですか。

議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）

よその自治体はどうされるのかというのは私たちが関与することではありませんけれど、これを地区公民館の指定管理者制度を導入しようという考え方、検討は県内10市の中でも幾つかの市が行われております。

以上です。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

この導入については、先ほど2番松尾議員のほうからもやっぱり疑問的な意見も出されているように、今この件についてはやっぱりどうなのかなという意見は結構聞きます。私たちも青年のころは公民館で育てられたという経緯もありますが、こういう形になって若者たちがどうなっていくのかなといういろんな問題もありますが、当初はやっぱり指定管理者にすべきでないというようなことがあったにもかかわらず、後の法の解釈とか、その取り扱いによってそれができるようになったというようなこと。例えば、今回の新幹線の問題だって同じじゃないですか。自分たちがやれないなら、別の問題でどうにでも解釈できるようなことをしながらやっていくのが今の政府のあり方ですね。だから、私は特にこの公民館の扱いについてはもう少し慎重に検討して提案をしてもらいたかったなと思います。いずれにしても、もう回答は入りませんがね、基本的に私は行政の指定管理者制度移行というのは納得できない、一番の基本は財源的な問題ですね、そのことでこういう形になっていくわけですから、これが具体的に今ほかの施設についても指定管理者制度をなされておりますが、具体的に経過を踏んで、当初の目的のように財源削減とか、より余分に使わなくてよくなるようになるのかどうか、それは少し時間を置かないとわからないと思いますが、私はそういうことで後討論には立ちませんが、この問題についても反対の態度をとっていきたいという意見を申し上げて終わりたいと思います。

議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

市長（桑原允彦君）

この問題は、ばたばたと決めたということではなくて、実はもう昨年度の当初から地元と
いろんなやりとりをしながら現在に至っているということをまず御認識をいただきたいと思
います。

それから、今の鹿島の地区公民館は十数年前から地区振興の拠点だという位置づけを濃厚
に出しまして、そして、公民館という名称が適当なのかどうかというふうには思いますが、
公民館活動というのは中央公民館がやっていくと、その位置づけを今回はっきりしますと、
実態としてはそう大きく変わりませんが、地区公民館というのは、そういう位置づけにこの
鹿島市はなっておるということを皆様方、御理解を賜りたいと思います。

それともう1つは、ほかの市町村と比べれば鹿島市は受け皿、つまり、この場合は地区振
興会ですけど、かなりしっかりしているんですね。今までもそれぞれの地区において、いろ
んな活動もされて、かなりものになってきております。実はこの地区振興会も私が市長に
なる前後、中西議員がこの前の柏崎に行ったじゃないですかと言われた、あのころから前の
馬場市長もコミセン化と言いまして、結局、概して言えば今の私たちが提案のようなことを
頭に置きながら、これをやりたいということをおられました。そういう流れで私が市
長になったわけでありますが、先ほど言いましたように、地区ごとのそれまでなかったよう
なことがいろんな組織もされまして、そして、地区民、市民としての意識もかなり当時と比
べれば向上をしております。そういう受け皿があるというのが今回の提案の大きな理由、根
拠にもなっているということも御理解を賜りたいと思います。

議長（橋爪 敏君）

ほかに。12番谷口良隆君。

12番（谷口良隆君）

2点になるうかと思いますが、お尋ねをいたします。

今、いろいろ質疑が出されておりますように、現在でもなお、必ずしもこの主事の撤収、
かわって指定管理者への移行に了としない意見もまだかなり残っているように私は見受けて
おります。そういう中で、特に今もございますように鹿島地区の移行の見通しがまだ立って
いないと、あした、その会合をされるというような運びであることを今担当課長がここで報
告をされましたけれども、片方でこういうことで他の地区は既成事実の上に進んでおる、そ
して、鹿島地区がどういう段階で移行という環境が整うのか、ちょっと見通しをひとつ披瀝
をお願いしたいことと、あわせてこういう制度をつくったんだからということで、督促じみ
てこれの移行に向けて鹿島地区を引っ張っていくというような形は望ましくないと思います。
特にこういう地区の自治にかかわる問題ですからね。そういった点での考え方についてお尋

ねをしたいと思います。

議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）

お答えいたします。

鹿島地区の問題につきましては、先ほど私があしたと言いましたけれども、あした、鹿島公民館運営協議会というところを指定にさせていただきたいという案を御検討お願いしたいという意味で申し上げております。鹿島地区につきましては、9月4日に鹿島地区鹿島公民館運営協議会というのを設立していただいております。その協議をなされたのが鹿島地区区長会、鹿島地区自治公民館連絡協議会、鹿島地区体育協会、鹿島地区防犯協会鹿島支部、鹿島地区交通対策協議会及び鹿島地区青年協議会という6団体で協議をいただきまして、何度か協議をしていただいております。その中で、それでは私たちが公民館運営協議会というのを設立して鹿島公民館の運営管理を行うということで議決をいただいたところでございます。以上です。

議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

12番（谷口良隆君）

そこまで環境がほぼ整っているというふうに受けとめていいわけですね。

では、次の2つ目のお尋ねですけど、今、市長が公民館活動の、本市の活発な活動を他市に類を見ない実績が上がっておるということを説明されましたけど、それが今日まで主事を配置しての市が大きくかかわって得られた成果の一つでもあろうと思うんです。これがそれぞれの地区に指定管理者に委託をされるということになってまいりますと、市内の公民館活動に格差が今後生じてくるおそれも想定をされるわけではありますが、そういった点で市がどの程度、どこまで関与をしてその水準を維持していく、かかわりが持てるのか、そういった想定はなされておりますか。

議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）

お答えいたします。

今の6地区についてもそれぞれ特色のある事業がなされていると思います。今度の指定管理に向けて地区公民館にお願いするのは、先ほども申し上げましたように業務一覧表というのをつくっております。今までやってきたこと、業務すべてを洗い出しております。それを基本的にまずやっていただくということをお願いしているところです。ですから、地域の格差という形には私たちはならないと思っております。その助言体制ですけど、今のところ、

中央公民館に地区公民館の担当者を置いて、そこで各地区のお手伝いとか助言とかできればと考えているところでございます。

以上です。

議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

市長（桑原允彦君）

公民館活動と地域振興活動がちょっと混同があるみたいですので申し上げますと、私が先ほど言いましたのは、今の地区公民館には地域振興という面と従来の教育委員会の中での公民館活動と両方あるんですね。そして、鹿島市の場合、地域振興活動のほうが地区公民館ではかなり大きくなっております。かなりの比率です。それで、公民館活動は中央公民館を本校とするならば地区公民館を分校といいますが、そういう位置づけで今までもやってまいりました。私が他市に比べて非常に今受け皿がしっかりしてきていますと言ったのは、主に地域振興活動の面なんですね。それで、先ほど来言っておりますように、今後も今までの公民館活動の分、まず部屋を貸す、何とか教室にですね、それくらいのことは今までやっておりますので、そういうものはまず引き継ぎましょと、主に場所提供という意味合いですからね。これからは地域振興という面で地区公民館をとらえていただければと思います。

先ほど公民館と呼べるかどうかと言いましたけど、両方の機能を持っているんですね。どちらかと言えば、比重的には地域振興会がやっておられるというのは、公民館より振興会のほうですからね、そういうことで少し分離してとらえていただければなというふうに思いますけど。

議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

12番（谷口良隆君）

いずれの新制度もスタート時点では理想が高く掲げられて、一つの説得性を持ってスタートをするわけなんですけども、途中で新制度に手直し、見直しが必要になってくるというのはよく例があることであって、そういった観点からお尋ねをしておるわけなんですけども、ただいま課長が申されるように従来までの活動について、ちゃんと列記をして一つ漏らさずその事業の紹介について委託をするんだと、確かに文字づらはそのとおりになると思います。問題はその血肉がね、その地区公民活動としてのエネルギーが従来までのものが確保できるかどうかという観点からの質問をしておるわけです。そういった点から今の御説明では確かに言葉上は理解はできますけども、実態論として果たしていかなものかという、この疑問が解けるような答弁にはなっていないようでございます。いかがですか、そこら辺、市長。

議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

市長（桑原允彦君）

今から新しい制度を今お願いしているわけですね、つくろうとしているわけです。したがって、やり方もこの制度に従ったやり方に移行をします。ただ、実態としてはよく比較検討をしていただきたいのは、今、市の職員を1人、それからもう1人は補佐として地元採用を1人。この機能は全然変わらないわけですね、ただ人間がかわると。その人間がかわった場合に私なんか感じておりますのは、各地区が不安がっておられるのは人の関係がね、やっぱり職員が引き揚げるということで切れやせんかと。だから、今までのような密接な人の連携がとれなくなるんじゃないか、そのことを心配しておられるんです。それは中央公民館にそういう不安にこたえるような機能を持たせまして、常に連携をやっていくということで私はカバーできると思いますし、また、新しい制度としてここにお願いをしているわけですが、今までやってきたことと実態としては変わらないわけですから、全くなかったことを始めようとしたら、この前の介護保険制度とか、あるいは今回の後期高齢者の問題とか、こういうのは今まで全くなかったことを今から新しくスタートということになりますと、やっぱりやりながら考えるという部分が多いですよ。しかし、今回の場合、今までのことをずっと踏襲しながら、より地域主体性というものをここに盛り込んでいくということですから、これが完全だから、あとは変えないということじゃなくて、もちろんそうですよ、これでスタートをして、そしてふぐあいな点があったら、それは修正をしながら柔軟にやっていかなければならないですし、主に私は機能というのはそう低下しないと。しかし、やっぱり住民の皆さんが市とこれで切るとやなかるうかと、そういう点が不安として大きいんじゃないかなと。だから、それに対してはできるだけ、6地区に今度地元で雇用をしていただいた人たちと中央公民館と連携をとるような、こういうことをやっていく、こういうことでカバーをさせていただきたいというふうに思います。

議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

12番（谷口良隆君）

今、市長が言われるように、やっぱり不安というのは行政の地区公民館活動の切り捨てにつながるんじゃないかと、一言で言えばそこにあると思うんですよ、シビアに表現をすればね。そういった点で、今市長、それから担当課長説明、答弁をされましたので、とりあえずスタートをさせていただいて、ただいまの答弁に基づく今後の対応を見守らせていただくということで私の質疑は終わりたいと思います。

議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。3番松本末治君。

3番（松本末治君）

心配な点を1つだけお伺いしたいと思います。

今までは市のほうから派遣をいただいたというようなことで人材確保については何の心配もなかったと思っております。1月から、この12月定例議会で承認を受けたら公募が始まるというようなことのように思いますが、本当に人材確保ができるものかということを中心に心配いたします。それと、やはり市の職員でありましたから、いろんなトラブルがあっても仕方なくじゃなかですが、しっかり地域のために頑張っていたいただいたというようなことだったろうと思います。しかし、来年度からの対応になった場合、もし人材確保はできたばってん、中途でいろんなトラブルがあって辞職しますよというようなことになった場合の対応とか、その点がまた地域差が出てきて変な格好になってくるというようなことがちょっとばかり心配されますので、質問いたしたいと思っております。

議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）

お答えいたします。

地域をずっと説明会とか意見交換会をしていく中で、一番御不安に思われたことが3つございます。1つが住民サービスの低下につながらないのかということと地域に財政負担が出てくるとじゃないかということ、それから先ほど市長からありましたように、市が手を離してしまうのではないかと、それらについては御丁寧に御説明しまして御理解をいただきました。

それから、職員の応募があるのかということも確かに各地区から不安として話がありました。私たちといたしましても、正直言ひまして当初そういう不安もありました。ですが、説明会、意見交換会をしていく中で地区公民館の職員の公募があることが地区に広がってまいりまして、応募したいという声も少し聞こえてきております。そういうところもございまして、私たちは応募はあるだろうと思っております。

で、採用です。トラブルがあった場合、途中でやめるということも考えられるのではないかと、確かにそういう危惧もあると思います。ですが、地区地区で今度の採用試験は面接試験、作文試験、最低でもそういう形をとられておりますので、適任者が採用されると私たちとしては思っております。もしトラブル等があって適任者でなければ、試行期間をどこの地区も設けてらっしゃいますので、その期間で、この方は向かないという判断をされると思っております。

以上です。

議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

3番（松本末治君）

もし応募があったとして中途での問題があった場合、空白ができる。例えば、6地区で1

地区だけは主事が不在になったよというような場合の応急対策ということは、そしたら考えてありますか。

議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）

トラブルというか、地区の判断でおやめになる主事が出た場合についての空白期間につきましては、臨時職員さんを雇用していただくということで対応したいと考えております。

それと、育児休業等でも休まれる期間が出てきます。そういうのも想定しまして、臨時職員の雇用についても規約等を今つくっているところです。

以上です。

議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

3番（松本末治君）

先のことで、いろいろ申し上げて不安がってばかりいてもいかんわけですけど、我々もしっかりバックアップしていかんといかんという気はいたします。

やはりさっきの質問等にもありましたけれど、公民館主事の経験をされて重職にあられる方もおられますから、もしですね、天下りとかいろんなことが今はあっておりますけれど、KさんとかYさんとかいろいろおられますから、近いうちにその点に近づかれると思いますから、ぜひ適当な地域に活躍していただけるような方向性も持っていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

市長（桑原允彦君）

いろんな予期せぬ局面も出てこようかと思えます。それは私どもが通常の行政運営の中でも出てまいります。そういう経験も私どもは、それから対処の仕方もわかっておりますので、これで切れるということではないんですね。いつもバックアップ体制は私たちもしいておりますし、また、先ほど申されましたKさんとYさんがどなたかわかりませんが、各地区にも市役所の職員がおります、現職も、それからOBもですね。それからまた、地区公民館の主事の経験者もおりますので、個人的にもまた聞いてもらって結構ですし、市のほうに真っすぐ来て相談をされても結構です。当初、特に立ち上がりから半年、1年、2年、これくらいはやっぱり私たちも気持ち的にはつきっきりというぐらいの気持ちでさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ございませんか。13番小池幸照君。

13番（小池幸照君）

1点だけお願いをしたいなと思いますが、今ちょっと考えておりますと、馬場市長が地区公民館のコミュニティー化ということで、実は発想をされているんですね。昭和50年後半から60年の初めごろ、要するに当時は館長さんと職員の方が全部市からの派遣が多かったと思うんですね。その当時、私たち青年団運動をやっておりまして、公民館長を嘱託職員でやられたという時期がございます。これは馬場市長のコミュニティー化のときに発想されてやれたんですけども、その反省がちょっとされてないんじゃないかなという気がしているわけですね。

今現在、市長は地域振興と公民館の機能と2つ持っているということを言われたわけですね。特に公民館の機能というのは大きなポイントは社会教育なんですよ。この社会教育を理解できた方が公民館長としたらいいんですけども、なかなか当時もそうでした。やっぱりギャップがありました。年齢層のギャップ、あるいは嘱託職員としてのギャップ、これが社会教育に通じていなかったという反省が大きくあるんですね。こういうものをどう考えていらっしゃるのか、説明できればお願いをしたいなと思うんですけども、特に今現在、青年団活動もなくなっています。また、婦人会活動も発展的解消ということになっておりますが、現在もうなくなっているに等しいという状況の中で、社会教育団体というのが非常に鹿島市、なくなってしまうという状況があるんですね。これを再興するためには今回公民館長として大きなポイントを持っていらっしゃると私は思うんです。特に少子化の中で青年の数が少なくなっていく中で、どうしてもそういう活動内容が主になってくるとはならないかなという気がするんですけども、そこら辺についての御説明があればお願いしたいと思います。

議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

市長（桑原允彦君）

申されることはよくわかるんです。ただ、じゃ今、ここ十数年やってきたことが申されるような状態になっているかということであれば否ですね。これは市の職員を派遣する、派遣しないとかわからず、申されるようなことを目指さにかいかんわけですよ、社会教育というのは、それは放棄しているわけではないんです。だから、言い方をかえれば今までやってきたこと、今やっていることを当面、まずこのレベルまで持ってきていただくと、若干はやっぱり市の職員が引き揚げたら、市民の皆さんというのはそのあたりの考えも感覚もあられませんか若干は低下するとしても、そこまではもう全力でフォローして、ここ二、三年が数年のうちにとりあえず今のレベルまで持ってきていただくと。そして、今申されますようなことを今からの体制の中でやっぱり我々も勉強し、そしてその人たちにも認識をしてもらって、そういう社会教育活動というものも広げていかにかいかんということでもあります。

そういうふうに考えております。

議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）

お答えいたします。

公民館の事業として社会教育法で明確にうたわれております。今議員申されるように社会教育というのにも全面に出されております。うちの場合は規則の中で生涯学習に関する事、それから地域振興に関する事ということをやっております。今市長からありましたように、今までやってきたことを地区公民館では継続していただきますし、いろいろな団体の育成ということも当然今後、地区が求められればつくっていただくような形ができていけばと思っております。

以上です。

議長（橋爪 敏君）

13番小池幸照君。

13番（小池幸照君）

特に当時、まだいろんな組織活動が盛んな折にもそういう実態が実はあったんですね。そういうことで、今日の状態に至った経過もそこら辺にあるのではないかなという気が実はしておるんです。一時、やっぱり地域振興を中心にした地区の公民館のあり方というのが急激に進みましたね。しかし、その前はやっぱり地域のコミュニティーの場ということで提供されてきたものが、社会教育団体としての大きなポイントであったというふうに、私は特にこの公民館が人材育成に大きなポイントを持っていたという気がするんですよね。そういうものがあって初めて公民館活動の成果というのが生まれてくるのではないかなという感じがしているわけですね。ですから、そこら辺十分やっぱり、過去の歴史にあったこともひとつ検証をしながら、各地区の公民館のあり方も素直に建設をしていただきたいなという気がいたしますので、よろしく願いしておきます。

議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。1番松田義太君。

1番（松田義太君）

今回、本議案に対しまして反対の立場から討論をいたします。

先ほどの質疑でも十分に公民館の機能、そしてまた、地域住民みずから地域を守っていく

という理念というのは賛同をいたしますけれども、私は人材育成という観点から反対をいたします。

これは私たち議員にも求められることですが、やはり政治、また行政の原点というのは、その地を知り、その地の人を知ることが政治の原点であると思います。そういう意味において公民館における行政の若い世代の方がこちらのほうで2年から4年勉強をされるということは、私は特に大切なことであると思います。その経験を経て本庁に戻り、そして、その地域の課題、そういうものに対して積極的に自分たちの意見を述べていく、これが私は最も大切なことではないかと思えます。特に今大きな観点から言いますと、道州制もございませぬ。また、鹿島市においては将来、市町村合併も考えていかなければなりません。そのときにあって、職員の方々がその地域を知っておること、そしてまた、その地域の人たちを知っていることが初めてそういう問題を解決していく一番近い道筋であると思えます。

特に今、鹿島市が置かれている状況というのは厳しいものであります。これを乗り越えていくためには行政の方々も現場で汗を流す、そういう意味において公民館活動というのは、私は行政の方が一番現場を知る最も大事なポジションであると思えます。

ですから、理念、そしてまた、財政基盤強化計画、これによつての財政的な削減もよくわかります。しかし、人材を育てるところには私は力を入れていかなければならないと思えますので、今回の指定管理者制度につきましては、私は反対をいたします。

議長（橋爪 敏君）

ほかに討論ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第80号 鹿島市立公民館設置条例等の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よつて、議案第80号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第81号

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第9、議案第81号 鹿島市休日急患センター設置条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

保険健康課長（岩田輝寛君）

議案書の35ページをお開き願いたいと思えます。

議案第81号 鹿島市休日急患センター設置条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

初めに、今回の改正に至った経緯について説明をさせていただきます。

ここ数年、急患センターの診療科目ごとの患者さんの割合を見てきますと、内科の割合が全体の25%、外科が10%、小児科が62%、その他3%というふうになっております。また、平成18年度の1日当たりの患者数は、内科が4.3人、外科が2.1人、小児科が10.4人、その他が0.4人というふうになっております。小児科の患者さんが多いというのが急患センターの特徴になっております。

このような中で、市内の小児科医の先生方は5名いらっしゃいますが、御高齢の先生が大変多くなっておりまして、二、三年後の急患センターの診療体制に課題を抱えておりました。また、急患センターを利用される患者さんの数もここ数年漸減の傾向にあります。18年度の実績を申し上げますと、診療日が年間65日で利用者の総数が1,190名となっておりますが、これは17年度からと比較をいたしますと、100人の減というふうになっております。また、1日当たりの患者さんの平均数は17人ほどになっておりますけれども、これも約1.6人というふうな、17年度と比べると減というふうになっております。

このようなことから、急患センターの18年度の単年度の収支は2,200千円の赤字というふうになっております。この面からも急患センターの運営方法の再検討が迫られておりました。こういう中で、ことしの3月に運営委員会の中で今後の急患センターの運営方法については検討するというふうになっておりました。こういうような中で、今回全面的に佐賀大学医学部より小児科の専門医を派遣していただくということになっております。これを機会といたしまして、平成20年4月から「鹿島市休日急患センター」の名称を「鹿島市休日こどもクリニック」に改め、現在の内科、外科、小児科の診療科目を小児科に特化し、休日における小児科医療の充実を図るとともに、急患センターの経営の安定を図ることを目的に今回条例の改正をお願いいたしております。

なお、内科、外科の対応は在宅当番医制で対応を予定いたしております。また、現在市内には2つの救急医療病院がございますけれども、ここでも対応をしていただくというふうになります。

それでは、改正部分の御説明を申し上げます。議案書の36ページと、その関連で議案説明資料の33ページに条例の新旧対照表をお示しいたしておりますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

36ページで御説明を申し上げます。

まず、条例の題名の改正でございますけれども、現行の「鹿島市休日急患センター設置条例」を「鹿島市休日こどもクリニック設置条例」に改めております。

第1条中「地域住民の応急的な診療」を「小児の診療」に改めております。

第2条の中では、「鹿島市休日急患センター」を「鹿島市休日こどもクリニック」に改めております。

第3条では、「鹿島市休日急患センター」を「鹿島市休日こどもクリニック」に、「急患センター」を「クリニック」に改めております。

それから、第4条を次のように改めたいと思います。「クリニックの診療科目は、小児科とする。」ということで改めております。

それから、第6条中「急患センター」を「クリニック」に改めて、「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項及び老人保健法（昭和57年法律第80号）第30条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める」という部分を削るということでございます。これは現行の老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改められます。その関係等によりまして、条文の整理をさせていただくということでございます。

なお、この条例は20年4月1日から施行をするということになります。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

14番松尾です。今回の休日急患センターの小児科、こどもクリニックへの移行というのは子供の医療体制の充実ということでいいことだと思いますが、それに関連して、確認の意味でお尋ねをしたいと思います。一般の救急の取り扱いですが、先ほどの説明では当番医、そして2つの救急病院がありますということでおっしゃいました。鹿島でそこまではないと私は思いますが、もしものことだってあるわけで、例えば、今全国的にも救急車のたらい回しというのですかね、それで非常に時間がおくれて取りとめられる命もだめになったという、そういうニュースも聞くわけですが、そういう面ではまず1つは、もちろん救急の場合には救急車などをお願いをして救急自動車で運ぶということになりますので、どこが指定病院かというのはわかりますが、例えば、そうじゃなくて個人的なことで行く場合もあると思いますので、まずはそういうところの病院がどうであるかという徹底をやっぱり各家庭にしておくと、当番医はどこで、いつはどうで、救急指定病院がどうだという、そのことはまず、ぜひお願いをしたいと思います。例えば、こういうふうになってどういう病気の発生があるかもわかりませんが、今までのように救急センターじゃなくても、ほかの病院でも絶対鹿島ではよそであっているようなたらい回しなどというふうなことの起きる心配はないという確証はあるんでしょうか。今、皆さんが一番心配をしているのはそこなんですけどね、その辺はいかがでしょうか。

議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

まず、救急の場合は消防署のほうで対応をしていただくというふうになると思います。消防署のほうではそれぞれ、その症状によって搬入をする病院も決まっているというふうに思っております。市内の救急病院についても、自分のうちで対応できる部分については対応をしていただくというふうに思います。それから、隣接の市町とか、県内の救急の病院あたりについてもそういう体制になっておるといふふうに思います。そういうことがないようにということで、医療にかかわる先生方もそういうふうな考えで業務をされているというふうと考えております。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

全国の例で、救急病院で受け入れができなかったというような事例がありましたね、つい最近も。何でかという、余りにも患者が多くて手が回らないからということで断られたというようなことでしたよね。だから、例えば、鹿島におきましては救急指定病院なり、当番医の病院が決められておりますが、時節によっては多くて、ちょっとうちでは受け入れられませんというような事態もあるかもわかりませんが、そのようなときには次はどこだというような、そういう順番といいますかね、そういう体制がとられていないと心配なわけですが、その辺は医師会の仕事でもあると思いますが、行政としてもその辺の徹底をやっぱりお願いするということをするべきであると思いますが、そういうことはなされているんでしょうか、それともこれからの仕事でしょうか。

議長（橋爪 敏君）

出村副市長。

副市長（出村素明君）

お答えをいたします。

御承知のとおり、今の急患センターは指定管理者制度によりまして、鹿島・藤津医師会に管理運営をお願いしているのは御承知のとおりです。そういう中で、今回の組織の改編と申しますか、診療科目もあわせての対応ですけれども、私もその急患センターの運営委員会の委員ですので、そういう問題についても議論をしてみました。特にその中で今申しますように小児科以外の診療科目、内科、外科につきましては在宅当番医制度が今あるわけじゃないんですよ。今回、これを改正することによって在宅当番医制度を設けてやりたいということは、これは医師会の先生方がそれぞれ協議をして御理解をいただいてスタートをするというふうになっております。したがって、それでも対応できないときはどうするかという問題につきましては、当然、医師会の中でも協議をしていただきたいと思いますけれど

も、2次医療圏という制度もあります。そういう仕組みを利用しながら、これらについては対応ができるように私たちも協議をしていきたいというふうに思っております。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

ぜひその辺の徹底はしてもらいたいと思います。今のように救急医療制度もまだ充実していなかったということもありますが、私自身も自分の子供を本当に一瞬のことで命をなくそうとしたことあるんですよ。夜中のことでしたがね、子供の熱が全くないと、こちらは体温計が壊れているかということで大騒ぎしましたが、実質的にはそうじゃないということで、ただ、担当医の方もいらっしゃらない、どこの病院にかけてもいらっしゃらないということで、本当慌てますよね。ただ、消防署にお願いをして救急車で在宅のお医者さんを探してきていただいたおかげで、本当に一瞬のうちに命をとりとめたという、私も本当にそういう経験を持っていますからね、余計そういう面では、今回は子供の場合には救急病院が完備しますがね、大人だってそういうことがあるわけですから、ぜひせっかくそういう体制が一方ではとられますので、さらにあとの分についても充実できるような対応を医師会の責任というんじゃないで、行政として十分にやっていただくということをお願いして終わりたいと思います。

議長（橋爪 敏君）

出村副市長。

副市長（出村素明君）

済みません、1点だけ補足して説明をしておきたいと思います、忘れておりましたけれども。

今回の休日の小児科のクリニックにつきましては、休日の急患に限った対応ということじゃございません。日曜日にしか行けない、普通の小児科の治療というような部分についても対応をするというようなことで考えていただいておりますので、あわせて説明いたしておきます。

議長（橋爪 敏君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第81号 鹿島市休日急患センター設置条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第81号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第82号

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第10、議案第82号 訴訟上の和解についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田教育次長。

教育次長（藤田洋一郎君）

議案第82号 訴訟上の和解について説明申し上げます。

議案書の37ページをお願いいたします。

本議案は、中学校におきます生徒指導に対する損害賠償請求事件につきまして、訴訟上の和解を佐賀地方裁判所において成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決をお願いいたすものでございます。

和解の内容につきましては、3番に5項目掲げておるとおりでございます。

市といたしましては、和解勧告の中で指導上の違法性については触れられていないこと、また、全国的な判例からしても教育指導上の関係訴訟ではほとんど和解での措置がなされていることなどのことから裁判所の和解勧告を受け入れ、訴訟上の和解により本事実を解決することが妥当であると判断したものでございます。

なお、もう一方の当事者でございます佐賀県におきましては、去る12月14日にこの件に関しましての和解の議決がなされておりますことを御報告申し上げます。

これで説明を終わりますが、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。12番谷口良隆君。

12番（谷口良隆君）

この件に関しましては、裁判費を計上される予算審議の折にもこの場で質疑をいたしておりますが、時の私の要望として添えておりましたのは、学校教育にかかわる場面で、よほどの社会正義や秩序の保持に格別の必要がない以上は、一保護者との関係、あるいは一市民との関係をもって行政が争うという姿勢は決して望ましいことではないと、これはもう重々承知の上で対応をされたものとは思いますが、そのいきさつを知らない我々議会、議員、あるいは一般の市民から見れば奇異に見えるという観点から、内容については言及はできないけれども、一刻も早い和解に向けた行動をとられるように、そうした要望を申し上げてきたと

ころでございます。

そういった点から、今回、この時点において裁判所の和解勧告を受け入れて措置をするという議案が提案をされましたことは、私の所期の要望に沿った形でございますので、100%受け入れるものではございますが、そういった点を前提としつつ、3点について質問をいたしておきたいと思いますが、1つ目はこうしたことが多いのは、やっぱり現場にも、あるいは保護者の間にも得られた教訓があるかと思います。これはだれがじゃなくて、一般論としてですね。そういった観点から行政として、教育行政として今日までのかかる経緯を振り返って検証をされ、再発防止のための一定の考え方というのであれば、この際、この場で表明できる程度で結構ですので、お示しいただければと思います。

議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

教育次長（藤田洋一郎君）

谷口議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

市の教育委員会といたしましては、この和解勧告の中の第2項に掲げてありますように、この件につきまして真摯に受けとめまして、今後の学校教育指導上に生かしていくと。これは佐賀県の教育委員会にもそのようなことで、鹿島市の生徒指導について適切な対応をしていくように指導するというところでございます。そういうことで、議員申されるような形での今後のこの問題についてを教訓といたしまして、学校教育の中での生徒指導上に生かしていきたいと考えているところでございます。

議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

12番（谷口良隆君）

このことについては、もうそれ以上は質疑を追加いたしませんので、そういった点でよろしくお願いを申し上げておきたいと思います。

それから、いま一つは、求償という問題があると思います。求める償いですね。この求償という問題は、この際発生するような案件ではないのか、あるいはその可能性があるものなのか、そこら辺についての所見があれば教育長でも結構、教育長は当事者で答えにくいようであれば市長でも結構でしょうけれども、見解があれば述べていただきたいと思いますが。

議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

教育次長（藤田洋一郎君）

谷口議員の御質問は、多分これにかかわった教員、職員への求償ということでのお尋ねということでお答えをいたしたいと思いますが.....（「管理責任者ですよ、現場じゃなくて。管理責任者。要するに教育長レベルまで来ておるわけですから。別に現場じゃなくて管

理責任者のほうです」と呼ぶ者あり)

その部分につきましては、基本的なところでは今回の和解につきましては、冒頭私が申し上げましたように生徒指導上の違法性は問われないということが前提といたしまして、和解を選択したということでございます。その点につきまして、今教育委員会として考えておりますのは、そういう違法性がなかったということを前提としたものであるところから、結局は全体的な処分については必要であるとは認識をいたしておりません。

以上でございます。

議長(橋爪 敏君)

12番谷口良隆君。

12番(谷口良隆君)

ただいまの見解は了解いたしました。

それから、最後にお尋ねですけど、法的には和解という終局を迎えられたということでございますが、精神的にしこりを残してはならないというふうに思いますので、これは要望にかえておきますが、双方の精神的な、これは裁判所の法的和解勧告ですので、双方ぜひとも受け入れていただきたいと思うんですけども、そういった上にもぜひ現場にも、あるいは当事者関係でも良好な関係が一刻も早く回復をされるように、そういった精神面での精神的和解、こういった点への行動等をとっていただければ幸いかというふうに思います。

以上、これは要望にとどめておきます。

議長(橋爪 敏君)

小野原教育長。

教育長(小野原利幸君)

おっしゃるとおり、学校現場にはいろんなケースと申しますが、起こり得る現象というのがありますので、法とかマニュアルどおりにいかない判断とか対処というものも当然想定されるわけでありまして。そういう中で、今回出された裁判所の結論というのは、もちろん重く受けとめさせていただきたいと思っておりますが、私どもとしてはやっぱり何よりも子供を中心に据えるということです。それからもう1つは、あくまでも現場である学校で生徒指導に当たる、これは共通理解とさせてもらっておりますので、今後とも各学校への指導を含めて心していきたいというふうに思っております。

議長(橋爪 敏君)

ほかにごいませんか。11番中西裕司君。

11番(中西裕司君)

質問をいたします。

私、前回、一般質問においてもこの件については取り上げておりまして、その際、求償権まで含めて、いわゆる役所のほうの都合の場合のことも御質問をしておったと思います。

1つには、今回予算案として出ておりますが、予算案を可決した場合に、可決した後、説明によりますと21日に和解の最終的な手続をされるということになっておるようでございますが、予算を通した、和解はできなかった、最後の詰めができなかった、こういうことは考えられることでしょうか、質問をいたします。

議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

教育次長（藤田洋一郎君）

中西議員の御質問にお答えいたしたいと思いますが、今回の損害賠償請求事件につきましては、佐賀地方裁判所におきまして、都合11回に及びます口頭弁論等の審議をずっと尽くしてきたわけでありまして、そういう中で、いよいよ結審というような段階にまいりまして、佐賀地方裁判所裁判長が強く強く和解勧告を勧められたというような状況であります。そういう中で、じゃあどういう条件が必要なんだろうかとということで、市も県も、それからもちろん相手方の方も御意見をその中で述べていただき、それをしんしゃくしていただいて裁判長が出された和解勧告でございます。それも基本的には民と民でありましたら、その場でということになるんでありまして、いかにせん市と県は議会の議決が必要でございます。そういうことから和解勧告が10月25日に出されておりますけれども、それを受けまして、じゃあ、議会の議決はどうでしょうと、いつになりますかというお尋ねがありまして、こうこうですということでの日程として12月21日に最終的に県も市も議会議決を受けて、そこで成立をするというような運びになるということでございますので、そのように県は14日に議決をしていただいておりますので、鹿島市におきましても本日、この議案、それから予算案につきましての議決をお願いしたいということでございます。

議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

11番（中西裕司君）

なぜこれを聞くかといいますと、やはり先ほど谷口議員の質問にもありましたように、いわゆる精神的な和解という、非常に微妙な線、お金ではかえられない、そういうことだろうと思うんですね。それで、和解が十分ですよと、誠心誠意教育委員会としては子供、保護者あわせて誠意をもってやりましたと、和解できますと自信を持って言えるかどうかなんです。我々は予算等出てきて、これは普通の予算案とは違うんですね。議会が議案を通さなかったから、じゃあ和解できませんでしたと、そういうものなのかということも逆には言えませんからね。そしたら議会の責任なのかと、事情はよく知らないですよ、客観的な事実というのはよくわかりません。ただ、私の思いは一般質問でも言ったように60になっても中学校時代のときに窃盗犯として間違われた経験、それはいまだに鮮明に覚えておることです。それぐらいつらいことです。私は間違えられただけで済みましたが、今回の

件はそれだけじゃないでしょう。私以上に大きな傷を将来背負っていくものと私は理解しているんですよ。だから、私はこの問題については、はっきり和解が21日できますと、どうでしょうかねという形では今議会において予算は通らんですよ。教育長、その気持ちだけですよ、ちょっと教えてください。今後の和解前の2日間、和解後の再発防止へ向けての問題とか含めて、フォローをいかようにしていくのか、それをお聞きしておきたいと思います。

議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

教育長（小野原利幸君）

余り深入りな話はできませんけれども、物事には発生の要因とか、そこに至る経緯というのがありまして、やっぱりその時々状況とか流れの中で一定の手だてとといいますか、特に教育的な配慮をもとに私どもとしてはここまで来たつもりであります。今回、そういう経緯の中で審判を尽くして裁判所の総合的な判断に基づいて和解勧告が出されましたので、そのことを真摯に受けとめているというのが私の今の心境であります。私どもだけでなく、双方がこの和解勧告を受け入れているという、この段階でありますので、今はまずは粛々とその手順を踏んで臨みたいというふうに思っております。

以上です。

議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

11番（中西裕司君）

確定的な物事は私も最後まで聞く気はありませんが、流動的ですからね、問題が流動的ですから、確定的なものには、あるいは決定的なものにはしたくないという気が私もあります。ただ、今後の教育現場での再発防止を含めて、やはり十分な、ほかにもいろいろ問題点があるかと思うんですね、これはね。教育上、これはもういたし方ないですよ、人間の社会ですから。でも、していいことと、そこまではちょっとやめといたほうがいいんじゃないかなという、その見きわめというのはやはりあってしかるべきだと思います。そういう意味で今後、再発防止を含めて御希望を申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

教育長（小野原利幸君）

義務教育段階というのが6歳から15歳という年齢、あるいは発達段階に応じた指導というのが余儀なくされるわけでありまして、それについてはもう学校だけでなく、どうしても家庭とか地域の協力体制というのが不可欠であります。その際、何といたしても子供との信頼関係ですね、これが基盤にあるわけでありまして、学校の教育活動全体の中ではもちろんですけれども、家庭にも協力を得ながら日常的に良好な関係を構築していくというのが私ど

もの使命でありますし、今後とも努力をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（橋爪 敏君）

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第82号 訴訟上の和解については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第82号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。午後2時40分より再開をいたします。

午後2時27分 休憩

午後2時39分 再開

議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第11 議案第83号

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第11．議案第83号 平成19年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上財政課長。

財政課長（打上俊雄君）

それでは、議案第83号 平成19年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

お手元の補正予算書をごらんください。また、別冊の議案説明資料は34ページからでございますので、あわせてごらんください。

それでは、補正予算書の1ページ目をお開きください。

今回の補正は、予算の総額に34,191千円を追加し、補正後の総額を11,394,566千円といたすものでございます。

2 ページ目をお開きください。

2 ページ目から 6 ページ目は、今回の補正の科目ごとの集計表でございますので、参考にごらんください。

7 ページ目をお開きください。

7 ページは地方債の補正でございます。内容はお読みください。

8 ページ目をお開きください。

8 ページ目より説明の資料になります。8 ページから 9 ページは補正予算の事項別明細書でございます。

それでは、今回の補正の主な内容につきまして御説明をいたします。

10 ページ目をお開きください。

10 ページ目から歳入の説明でございます。主には決算見込みによる増減でございますので、補正の内訳は説明欄をごらんください。その中で特徴的なものにつきまして御説明をいたします。

18 ページをお開きください。

18 ページは物品売払収入でございます。このたび市長車を廃止し、ネットオークションにより売却を計画いたしておりますので、その売却収入として300千円を計上いたしております。

19 ページをお開きください。

19 ページは指定寄附を 2 件いただきましたので、御紹介をいたします。

まず、スポーツ振興寄附金として200千円、東亜工機株式会社様よりいただきました。また、環境保全事業寄附金として220千円、株式会社スーパーモリナガ様よりいただきました。さらに、この補正予算には載っておりませんが、18年度末に市内新町にお住まいの藤幸男様の御家族から2,000千円の指定寄附をいただきました。これは年度末でございましたので、補正予算に間に合っておりませんので、藤幸男氏の御家族の方より2,000千円の寄附があったということを御紹介いたします。御寄附の趣旨に従って、有効な事業を実施してまいりたいと思います。後ほど歳出で御説明をいたします。

20 ページ目をごらんください。

雑入として介護保険広域負担金精算金、これ18年度分の精算の返納金として21,637千円が戻ってまいりましたので、歳入をしたいと思います。

21 ページ目は市債。

22 ページ目より歳出の説明でございます。歳出の説明につきましては、別紙の議案説明資料により御説明をいたしますので、議案説明資料の37 ページ目をお開きください。

主なものにつきまして御説明をいたします。左の欄にナンバーを打っておりますので、そのナンバーに従って御説明をいたします。

まずナンバー 2、一般管理費として、先ほど訴訟上の和解についての議決をいただきましたので、和解金として補正額799千円を補正し、総額800千円の和解金を予算化したいと存じます。

ナンバー 3、賦課徴収費として、市税滞納者の自動車等の動産を差し押さえるための備品購入費などとして58千円を計上いたしております。

ナンバー 5、高齢者福祉総務費でございます。先ほど御紹介をいたしました藤様からの指定寄附2,000千円のうち、1,000千円を地域福祉基金へ積み立てを行い、平成20年度において、市老人クラブ連合会へ助成を予定しているものでございます。

ナンバー 6、保健衛生総務費です。これも先ほど議決をいただきましたように、鹿島市休日急患センターを平成20年4月からは小児科専門外来として位置づけるため、その移行経費として、1月から3月、医大より医師派遣を行っていただきます。それらの経費として、490千円を計上いたすものでございます。

38ページ目をお開きください。

38ページ目はナンバー11でございます。環境保全費、歳入の欄で御説明いたしましたように、スーパーモリナガ様より220千円の指定寄附をいただきましたので、エコバッグ400枚を作成し、マイバッグキャンペーンに活用いたしたいと存じます。

ナンバー12、小学校管理費でございます。このたび鹿島小学校の校舎の一部が地震への安全基準を満たしていないことが判明いたしましたので、応急の移転費用として、総額9,500千円を計上いたすものでございます。

ナンバー13、社会教育総務費でございます。藤氏からの2,000千円の寄附のうち1,000千円を青少年育成基金へ積み立てを行い、平成20年度において事業を実施するものでございます。

ナンバー14と、39ページのナンバー15につきましては、これも先ほど6地区公民館の地元移管ということで、公民館条例の一部改正を御承認いただきました。それに関連いたしまして、まず14の公民館費では、6地区の主事の引き継ぎ費用として600千円を計上いたしたいと思っております。また39ページ、公民館費ほかでございますが、公民館の地元移管に伴いまして、施設の整備を行いたいと思っております。修繕料とか備品とか、そこらあたりの整備を行い、総額5,359千円を補正するものでございます。

ナンバー16、保健体育総務費でございます。これも先ほどありました東亜工機様から200千円の指定寄附でございます。スポーツ振興事業交付金として鹿島市体育協会へ交付をいたしたいと思っております。

これらの補正で収支を調整いたしました結果、ナンバー17、財政調整基金へ新たに20,000千円の積み立てを行います。また、予備費につきましても5,447千円を増額補正するという御提案でございます。

歳出の説明につきましては以上です。

補正予算書の44ページ目にお戻りください。

44ページ目は補正の中に人件費の補正がございますので、その給与費の明細書でございます。

45ページ目をお開きください。

45ページ目は地方債の現在高調書でございます。概要を説明いたします。

一番下の合計欄、前年度末現在高、左から2列目でございます。18年度末の一般会計の起債残高は11,311,871千円でございます。今回の補正を行いまして、一番右の欄です。補正後の額10,668,487千円となります。現在の時点で、昨年より643,384千円の起債残高の減少ということになります。

以上で議案第83号 平成19年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）についての御説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ございませんか。11番中西裕司君。

11番（中西裕司君）

1点だけ御質問を申し上げたいと思います。

きょうの本会議の冒頭に、市長から大きな自分の決断を含めて御報告がございました。私も鹿島市の将来にとって非常に大きなターニングポイントになったなという気がしております。非常にいろんな意味でみずからの力不足というところも今回痛切に感じたところであります。

つきましては、今回、9月の補正でも存続期成会の運動の問題とか、そういうことで補正予算を組まれました。今回、一応これでめどがついたというふうに私は考えるんですが、それを予算でどのような形で今後されるのか。もう私は今回の会期中にでも減額の補正予算なり、あるいは細々した使うものは使って、あるいは看板なんかもあろうかと思いますが、そういうものをひとつのめどがついたというふうな意味で、予算の減額あるいはプラスというようなことが、実際としてどのように今後取り扱われる予定であるのか、お聞きをしたいと思っております。

議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

市長（桑原允彦君）

確定的になったということで、一連のことをやっておりますが、まず、政府と与党の検討委員会で決定になると。これが正式決定です。これが本当に経営分離にならないのか、いろいろなことあるというふうには、私はまだ若干の余地もあるというふうには思っておりますので、検討委員会が決定をし、着工が決定をした後、そういうことについては改めて考え

たいと思っております。

議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

11番（中西裕司君）

私も先走っているんなことで、この際、身をきれいにしてというのはおかしいですけども、予算的なこともしっかり後始末をして、そして新たな鹿島市の再生に向けての準備を今議会も含めて早急になされたほうがよろしいというふうに私は考えましたので、お聞きをいたしました。

市長のそういう考え方であれば、これは残務整理とは失礼な言い方ですけども、予算的にもきちとした形で結論をつけるということが望ましいのではないかなというふうに私は気がつきましたので、今回の予算について、補正ができる、でけんということもあわせてあるでしょうから、早急な形で手続をしていただきたいというふうに御要望を申し上げて、私の質問を終わります。

議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

市長（桑原允彦君）

実はきのうからきょうにかけて指示をしましたのは、市民の皆さんへ、恐らく基本的にはきょう冒頭に私が議会でおわびと今までのお礼を申し上げた。このことを軸にしながら、市民の皆さんへこれを再度やりたいというふうに思っております。調べさせましたら、今からでは、1月1日号の市報への掲載という形では無理のようでございますので、私が今指示しておりますのは、この新幹線の予算を使って、新聞折り込みに入れるのか、市報と一緒に入れるのか、それは別としまして、そういう形でも市民の皆さんへ周知をしたいと。こういうこともございますので、まだまだちょっと今の段階で、あと処理がどういうことがあるのか、そういうものも含めまして、最終的に決定をしたい。だから、昨日、県庁のほうで記者の質問でありましたが、検討委員会でこれが流れればどうなりますか、いや反対運動を続けますよというふうなことを申し上げております。そういうことであります。

議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

11番（中西裕司君）

答弁がありましたので、ちょっと私も一言。

今後の今の市長の立場なり、これからの鹿島の市政の方向なりをある程度きょうの演告の中で言われたような形で市民に知らせる。これも大事なことだと思います。ただ、私としては新聞のチラシはいかなものかなというふうに思いますので、ちょっと時期はずれるかもしれんけど、別な形で市民への説明責任といえますか、そういうものをきちっと果たしてい

ただきたいというふうに御希望申し上げます。

議長（橋爪 敏君）

ほかにごいませんか。15番中村雄一郎君。

15番（中村雄一郎君）

1点だけ教育長にお尋ねをいたしますけれども、直接補正予算の中に盛り込まれている内容ではございませんが、考え方をお尋ねしたいと思います。

と申しますのは、中学校体育連盟、いわゆる中体連のことでございますけれども、中体連は現在は藤津教育事務所、鹿島市と嬉野市、太良町で構成をされておると思いますが、その中体連の運営費の中で、今回私が取り上げたいのは、優勝旗に関しては、従来、いわゆるいろんな各種団体、ボランティア団体等からの寄附で優勝旗をつくられてこられたのか。教育の目的として中学校部活動ですから、中体連の場合は、それぞれの各自治体の負担でもって優勝旗をつくるのが原則だと思いますけれども、急な質問ですから、現状把握をされていないかと思えます。御答弁いただいてから、私の考え方を少し述べさせていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

教育長（小野原利幸君）

私、現場におった記憶から申しますと、各種のそういう民間関係とか、そういうところからの寄附で作製をしていたらというふうに記憶しております。

議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

15番（中村雄一郎君）

実を申しますと、そういうことで、ある団体に中体連のほうから要請が来ておりました。昨今、なかなかそういう団体にしましても、いろんな種目がありますので、1つの種目に出すと、次の種目がまた来るとか、そういうこともありますから、非常に厳しいという判断をされたわけですが、本来、中体連というのは、先ほど言いましたように、部活動の中でのことですので、優勝旗というのは一つのシンボルですね。ですから、これは各それぞれの構成自治体の中で、今回も青少年の基金ですとか、鹿島市にもそういうたぐいの基金もございしますが、やはり行政の中でもそのことは考えていくべきじゃないかということがございましたので、質問として取り上げさせていただきました。所見があればお願いいたします。

議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

教育長（小野原利幸君）

中体連が藤津・鹿島地区の中体連、そして県の中体連とか、それぞれのブロックがありま

すね。だから、そこそこがどういうふうな形で、その優勝旗等が出されているか、ちょっと実態あたりもまずは調査をさせていただきたいと思います。

議長（橋爪 敏君）

ほかにございせんか。14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

ただいま御説明いただきました中に、寄附に基づいてエコバッグの購入ということで上げられておりますけれども、私たちもよく買い物にしょっちゅう行くわけですが、エコバッグを使用しているという人の数が非常に少ないような気がするんですよ。割と見ないんですよ。どこに原因があるのか。こういうふうにして購入されて、新しい転入者に対して配布するということですが、今、エコバッグの利用というのがどの程度になっているのか、つかまれていますか。

議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

環境下水道課長（亀井初男君）

質問にお答えをしたいと思います。

現在、エコバッグがどれくらい持参されているかという御質問だと思います。現在、一番持参していただいているのがモリナガさんでございまして、現在、約60%程度が持ってきておられるという結果をいただいております。ただ、うちのほうで、その他の店についても調査をしております。これは平成19年11月15日、時間的には5時半からという形で調査をしておりますけれども、ララベルで19.1%、それから同じく11月16日にトライアルのほうで調査をいたしておりますけれども、ここが2.9%というふうになっております。平成13年に鹿島市は全家庭に無料配布をいたしておりますので、大体年に500戸ぐらいの転入者があるということで、今回の寄附をいただきましたので、来年、新規転入者の方にお配りしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

一定の決まったバッグを配布されているというところありますが、その反面、スーパーの入り口などにはエコバッグが一般のものが市販されていますね。特に今、ただ単に利用するというだけじゃなくて、ちょっとしたそれぞれの個性に合ったといいますが、そういうのもありますし、かねがねお買い物する人たちによっては大きさの大小も少しあると思うんですよ。そういう面から、何か一律のエコバッグを配布という形もいいと思いますが、そういうふうにして一般のところのスーパーにも売ったりしてありますので、そういうものの購入

に対して何らかの対応をするというふうな形でのエコバッグの普及というの、私は考える必要があるんじゃないかなと思うんですね。今、報告されたのでは、モリナガさんでは60%ということですが、ララベルだとかトライアルに至っては、特にトライアルは確かに市内の人じゃない方も多いですね、見てみますと。白石方面でしょうかね。本当に買い物している間、全く見知らぬ人とばかりしか会わなかったというような、そういうこともありますから、鹿島市だけじゃないから、数字的には落ちるといってもあると思いますがね。せっかくですから、例えば、せっかくもらったエコバッグが自宅で眠って、何か物入れになっているところもいっぱいあるわけです。そういう面では、何らかの方法がないかなという気がしますが、やっぱり一律のエコバッグでいくという方針でしょうか。

議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

環境下水道課長（亀井初男君）

今回の分につきましては、株式会社モリナガ様のほうから寄附をいただいた金額をどのように使うかということで、エコバッグという形にしたわけですけれども、実際、寄附をいただく中では、この220千円というのが、ことし5月から10月の初旬まで、レジ袋を有料化されたと思います。その売上金相当をいただいたということになっていますので、エコバッグを購入して、できるだけレジ袋を取られないようにお配りしようという考え方でございます。この買い物袋の普及については、私たちも別に鹿島市環境推進協議会、こちらを通じまして、キャンペーンをやってみたり、いろいろやっております。ほかにもいろいろ方法はあると思いますので、いろんな勉強はしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

次に、障害者福祉費の中で、通所施設の送迎サービス実施の事業者への補助ということで、括弧して利用者負担軽減という形で上げられておりますが、これは直接利用者の人たちの負担軽減になるのか、それともただ単にそういううたい文句であるけど、送迎サービスされている事業所へのものなのか、その辺具体的にどういう形なのか、お尋ねします。

議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたしたいと思っております。

まず、この事業は、障害者自立支援法に基づきます制度改正での激変緩和措置ということで、新たに設けられた事業でございます。国のほうでは障害者自立支援基金の特別対策事

業、基金の事業と位置づけをされております。今年度から2カ年度ということになっておりますが、目的といたしましては、現在、通所をしておられる方、この方々の送迎のサービス、ないところもございます。その送迎のサービスを実施していただいて、利用者の方がサービスを受けやすくするということが1つ。もう1つが、先ほど議員おっしゃられましたように、送迎サービスの利用に係る利用者の負担金の軽減を図ることというのが大きな目的になっております。当然、いろいろな基準がございますが、その中でこの補助というのは個人さんに行くというものではございません。あくまでもそのようなサービスを行っておられる事業所に対して補助をすることによって、障害者の利用者の方からの負担金を少なくしようという事業でございますので、そのように理解をしているところでございます。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

今、説明いただきましたが、利用者の負担の軽減ということになれば、利用者がやっぱりその分補助金をいただいたなという実感がわく形の補助じゃないといけないと思うんですよね。具体的にそこに、さあ月に幾ら上げますよじゃなくても、実際、今、送迎に使われている個人の負担している分から、これだけ安くなったんだよとか、やっぱりそのことでないと利用者負担軽減ということにならないと思うんですよね。だからその辺は具体的に利用者負担の軽減ということは、どうなのかと。本人に行くものじゃございませんということですがね。本人に実感がないと、このうたい文句はうそになりますからね。その辺どうなんですか。

議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

この助成の対象となる経費というのは、主に人件費でございます。送迎に係る人件費の部分、それから車両の維持経費、あるいはその車両の任意保険料、あるいは車両のリース料、こういうものを補助することにより、その負担の部分を探していた部分を軽減することになりますので、施設によって若干金額が違ってもかもしれませんが、この部分については取れませんということになりますので、これを含めて取っておられるところには、当然軽減ということで利用者のほうの軽減につながるものと考えます。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

つながるものと考えますじゃだめなんですよ。やっぱり実際そういう指導をしてもらわないと。人件費だとか何だとか言っていた、実質的にそういう皆さんから利用料を取ってい

た。しかし、この分はこれだけから来るから、当然この分は減額せんといかんですよと。これは行政の指導責任はあると思うんですよね。こういうふうにして利用者負担軽減とありますからね。そうじゃないということになれば、取る分は取って、当然要る分は今までも要っていたわけですから、その来た分は極端に言えば余分な分になるわけですよね、そうでしょう。だから、私はこういうことであたい文句で出すのなら、出さなくてもそういう決まりですから、やっぱりその指導は事業所にやるべきだと思いますが、やってもらいたいと思いますが、やれますか。

議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

まず利用者の負担というのが、この制度では燃料費相当額の実費に限るということで規定がなされております。

それから、指導するかということでございますが、実はうちが6事業所ございますが、これはすべて社会福祉法人でございます。社会福祉法人に対する指導というのは県になりますので、うちのほうからは要望という形ではできるかと思いますが、指導につきましては県のほうからしていただくという形になります。

以上でございます。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

これはぜひせんとおかしいですよ。燃料費相当分であれ何であれ、今まで来なかった分については、利用者がその分の負担あっているわけですから、それが来るわけですからね。これは社会福祉法人ですから云々でしょうけど、実質的にお金を出す側でしょう。例えば、トンネルで来る分もあるかもわかりませんが、それにしても私は当然だと思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

次に移ります。先ほど指定管理者の問題での協議ありましたが、公民館費の中で、既に6地区公民館主事事前研修及び事務引き継ぎ賃金ということで上がっておりますが、じゃあ具体的に主事がいつの時点で決められて、どの時点で実質的な出発。実質的には4月からでしょうけど、どうなっていくのか。その辺についてお尋ねします。

議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）

6地区によってそれぞれ違いますが、基本的に1月中に採用決定（259ページで訂正）し

まして、3月には事務研修等、引き継ぎ等やりたいと考えております。

以上です。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

次にいきたいと思います。

まず財産管理費で、先ほど私は決算でも申し上げましたけれども、ここの中で今回また基金の積み立てが20,000千円上げられておりますね。確かにいろんなものがあると思いますが、今やっぱりいろんな面で市民の要求もあるわけですが、途中で積み立て、何かのお金ができたら積み立てるといようなことは私はどうかと思うんですよね。やっぱり20,000千円のお金があれば、それなりに市民の要求に振り回していくといような、そういう財政計画を立てて運用するといことが私は今望まれると思うんですが、その辺については、いかがなんでしょうか。

議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

財政課長（打上俊雄君）

それでは、財政調整基金20,000千円新たに積み立てることについて、御説明をいたします。

まず、補正予算書の20ページで、先ほど御説明をいたしましたように、雑入として、平成18年度の介護保険の広域圏負担金の精算金として21,637千円戻ってまいりました。主にはこの部分を一応財政調整基金へ積み立てておこうという考え方でございます。この部分を使ってしまうと、実質的にこれは現実的な収入でございますので、ちょっといかなものかという考えもございます。また、12月議会以降、いろいろな補正要因等も発生する場合もございます。その場合も、財源としてここに財政調整基金へ20,000千円積み立てておくとい、そういう考え方でございます。

以上です。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

いろんな事情はあるかもわかりませんが、介護保険の問題については、特に介護保険税の負担が重いとか、いろんな市民からの苦情も多い中ですので、こういう形での負担金の精算ということで、これは政策的に何らかの形で市民に返していくとい、そういう私は運用をすべきだと思うんですよね。例えば、極端に言えば世帯に返すといことはしなくていいですが、具体的な政策の上で、そういう対応をするといような考えはないのか。

積立金などといのは、当初、予算の中で積み立てを当初予算でしていくわけですから、

例えば、途中で余裕ができたたびに積み立てをするんじゃなくて、そういうのは中途のいろんな財政不足の分などにおいて政策的に利用をしていくということ。特にこの財政難で、住民の要求が十分に受け入れられないというような状況の中だったら、余計そういうことをお願いしたいなと思うわけですが、そういうことは、例えば、これをということはないですが、しようと思えばできることはできるんですか。できないじゃなくて、できることはできるんですか。

議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

財政課長（打上俊雄君）

財政調整基金の考え方ですけれども、やるべきことをやらなくて積み立てているということではないというふうに認識をしております。もし20,000千円に相当する必要な歳出があるならば、当然、歳出として組むという、そういった考え方でございますので、やるべきことをやらなくて、何が何でも貯金をふやそうという考え方ではございません。必要なものに関しては当然、歳出として計上をいたします。

以上です。

議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

市長（桑原允彦君）

まず、途中で、もし20,000千円を議員言われるように、いろいろな使い道があるわけですが、まずもとのところから整理しておかないかんとは、経常経費化する分は、ちょっとこれはやっぱり基本的には当初予算で全体の経常経費が来年度どのくらいになるかと。こういうものを勘案しながらせないかんとということです。

それから、もう1つ、今回の場合も、今、先ほどちょっと説明しましたが、小学校の耐震構造の件で、鹿島小学校が問題があります。これが全面改築になってみたり、あるいはほかの学校施設もどうなのかということもちょっと今からありますが、あるいはまた福祉会館とか、それから市民会館とか、耐用年数そのものもすけれども、耐震構造の問題が控えております。あるいは給食センターの問題もあるわけです。こういうことで、少しずつこういう財調なりに蓄えをしておかないと、そういうものに対応できない。つまり今年度のやり繰りでは可能かもわかりませんが、中期あるいは四、五年、あるいはもうちょっと先のことまで考えますと、今できるだけ基金に繰り入れることができるならば繰り入れたいというふうな考えがあるわけでありまして、これが全額起債で済むものならいいですけど、やっぱりどうしても一般財源から出さないかんわけですので、こういうものをやっぱり今のところためておかないと、とても今の状況でも、そういう耐震構造とかなんとかの問題が出てきますと、ほとんど基金は食いつぶしてしまうと。それでも足りないという状況があるのではなからう

かという心配をしております。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

次にいきます。説明の中で、ユニークなものとして説明をされましたが、18ページの市長車売却300千円、売れると思いますか。

議長（橋爪 敏君）

唐島総務部長。

総務部長（唐島 稔君）

市長車の公売につきましては、現在、ヤフーのほうに登録をいたしまして、入札の期間に入っております。12月5日の13時から1月16日の14時までを申し込みの期間といたしております。現在、仮申し込みが12月17日現在ですが、3件ほどあっておりまして、本申し込みはちょっとまだ不明でございます。入札の期間を1月23日の13時から1月29日の13時までといたしております、何人の方が参加をしていただけるかはちょっと今のところ、まだわかっておりません。本申し込みが来たならば、その人数がわかるかと思えます。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

要らないものは、より高く売っていただくことをお願いして終わりたいと思います。

議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

生涯学習課長（中川 宏君）

済みません、先ほど松尾議員のほうから、地区公民館の職員の採用スケジュールについてお尋ねがありましたけど、先ほど1月中に決定と申しましたけれども、1月中に募集を図り、2月に決定ということですので。よろしく申し上げます。失礼しました。

議長（橋爪 敏君）

ほかにご覧いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第83号 平成19年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第83号は提案のとおり可決されました。

日程第12 議案第84号

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第12 議案第84号 平成19年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。亀井環境下水道課長。

環境下水道課長（亀井初男君）

それでは、議案第84号 平成19年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

議案書では40ページでございます。今回は、公共ます設置工事におきまして、単独事業費が不足となりましたので、現計予算の調整をし、歳入歳出の補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、別冊の予算書をお願いいたします。

予算書の1ページです。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ808千円を追加し、その総額をそれぞれ1,219,342千円といたすものです。

補正後の金額は、2ページ、3ページの第1表のとおりでございます。

4ページに地方債補正をいたしております。1,000千円の増額をいたしまして、238,900千円を限度をお願いをいたすものでございます。

それでは、その概要でございますけれども、予算説明書をお願いいたします。

5ページ、6ページは明細の総括です。

7ページをお願いいたします。

まず歳入です。

一般会計からの繰入金は192千円を減額いたしておりますが、8ページをお願いいたします。ここでは単独事業の増によりまして、公共下水道事業債を1,000千円増額いたし、工事のほうに充当をしていきたいと思っております。

9ページをお願いいたします。

3の歳出ですが、歳入で申しあげました単独事業の増額分と補助事業の汚水分から浸水対策分への組み替え等に伴いまして、公共下水道建設費を808千円増額いたすものでございます。

10ページには地方債の調書を添付いたしております。ごらんください。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。12番谷口良隆君。

12番（谷口良隆君）

ただいま補正の内容について御説明がございましたが、今回の補正で出るのではないかなという疑問が事前の議案配付時点から感じましたので、それが盛られてないのではないかなと思って、確認の意味で質問をしたいと思います。今年度の8月21日に、乙丸ポンプ場の発注がされておりますが、これが55%で落札をしたわけですね。予定価格148,000千円に対して、これはホームページでちょっととったんですけど、公表されておる分をですね。これが77,900千円で落札をして、落札率55%。それから、11月20日に同じく乙丸ポンプ場の機械設備工事の入札がっておりますが、これが48,700千円程度の予定価格に対して、36,000千円で落札をされていますので、77%程度の落札率になっておると。これだけの額が落札減で出しておるわけですので、当然、補正の中で表現されておるんじゃないかというふうに見ておるんですけど、そこら辺は組み替えをされたのか、9月議会での補正ということは、11月の入札にかかわっては、もう12月しか物理的に定例議会の機会はありませんので、そこら辺はどういうふうな補正の、あるいは組み替えの内容になっておるのか、この点について御説明をいただきたいと思えます。

議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

環境下水道課長（亀井初男君）

御質問にお答えをいたします。

確かにただいま質問がありますように、低入札での工事になっております。第1回目のポンプ場の低入札がなされましたので、次をどういうふうにしていくかということで検討しましたけれども、今、乙丸ポンプ場が2基取りつけるようになっております。したがって、この低入札プラス現在、既設の予算を利用しまして、2基目を今工事をやっております。ところが、先ほどありましたように、それを利用して発注しました工事についても、また低入札がなされております。したがって、その分につきましては、乙丸ポンプ場の水路、これに樋門をつけるようになっております。したがって、そっこのほうの工事を進めたいというふうに、金額的にはそういうふうになっております。

ただ、先ほど補正の中身で申し上げましたように、工事の内容については、雨水対策分と浸水対策分が分かれてありますので、これらの調整をし、かつ補償費、あるいは委託料、こちらの補正調整をいたしたことによって、800千円幾らの補正という形になったと思えます。

以上でございます。

議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

12番（谷口良隆君）

ということであれば、本体工事が水門工事の増額につながるということであれば、ここの節の部分では組み替えが生じるのじゃないですか。ただ15節の工事請負費のこの1本の中で操作が予算上、処理されておると。そういうふうな見方というか、そういう説明を今されたんですかね。これは汚水幹線設備という説明になっておるんですけど、そこら辺どうなっていますか。

議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長

環境下水道課長（亀井初男君）

ここの建設事業費の中に、雨水対策分と汚水対策分があるわけですね。その中で汚水の幹線の部分もあるし、雨水の分もあるんですね。だからそれを調整したということで、これは汚水枝線の建設費ほかという、ほかのところに入っていると思います。

以上でございます。

議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

市長（桑原允彦君）

今ちょっと私、問答を聞いていまして、やっぱり初めの説明のとき、課長のほうから説明するべきでした。そうしないと、通常の場合は、こういう項目の上げ方で済みますけど、確かに御指摘いただきましたから、市民の皆さんにも議会のほかの議員の皆さんにも説明する機会を得ることができましたので、こういうことについてはやっぱり当初の議案の説明のときに、今後説明するようにいたさせます。

議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

12番（谷口良隆君）

そういうことでお願いしたいと思います。ポンプ場の工事費それ自体がこれだけ多額に上るやつが動いておるわけですから、そういった点では枝線工事を主力として補正要因になっておるような表現では、ちょっとわかりにくいと、そういうふうに思いますので、説明書きがあと10文字加われば理解できるぐらいの話ですから、建設委員会等もありますので、やはり新聞に載るくらい大幅な落札減が出ておるわけです。そういったものをやっぱり関心を持って見ておりますので、それに対する説明をぜひ加えていただきたいというふうに思います。

なお、去年は、18年度時点では、214,935千円の予定価格に対して、これもポンプ場の機械設備なんですけど、58.13%、電卓入れますと落札率がそうなります。119,000千円で落札

されています。このときには激しい競争があったんでしょ。これはホームページでとったやつなんですけど、10社指名されて、全社が入札に参加をされて、札を入れられております。1回で落札をしておるんですけど、今年度の2回にわたる、ただいま説明しました工事に関しては、10社指名をしてあるにもかかわらず、激しい競争をやられた昨年と比べて、落札率それ自体は55%、1回目の8月21日行われたときには55%で落札されていますね。それから2回目が11月20日、これは77%ですから、そういった点では比較的高めの落札率になってはおるんですけど、いずれも10社指名をして3社しか入札に参加をされてない。あとの7社は辞退をされておるといふふうに書いてあります。指名をして、昨年は激しい競争が行われた形跡があるにもかかわらず、今年度の入札も50%、70%台という、結果的には設定価格に関しては、やはり激しい競争がされた形跡になっておるんですけど、その割には3社しか札を入れにこられないと。これはどういうふうに理解すればいいでしょうか。

議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

環境下水道課長（亀井初男君）

お答えをいたします。

辞退の内容については、直接我々聞き及んでおりません。ただ、聞く声の中には、責任技術者がいなければならない金額が、金額がある程度大きゅうございますので、責任技術者がいないといけなと。ところが、後半になってきますと、責任技術者がいないので、取りにくいというような声は聞いております。ただ、その3社以外、辞退をした理由としては聞いておりません。

以上でございます。

議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

12番（谷口良隆君）

工種は同じ昨年のポンプ場の機械設備工事、ことしも工種は一緒だと思います。工事の名称という欄を見る限りは。そういった点では、ポンプ設備を受注するという点では、ことしは責任技術者がいない関係という声も聞き伝わっていると、その理由に。去年も理由は一緒だろうと思うんですね、同じ工種ですから。ことしになって急にそういう理由が立つというのも、またこれははっきりしないんですけど、これは公正な競争入札を保持するという観点からすれば、10社も指名しておって、3社しか札を入れにこないという事態は、やっぱり公正な競争入札を予定して、10社の指名をした理由が問われるということにも戻らると思うんですよ、話が。こういうことが継続されればですね。そういった点でもう少し改良、検討をされなければ、事実上、3社で入札をされたということですから、やっぱりどうなっているんだという疑問が出てくるんですよ。これだけ公共工事が低迷をして、仕事が欲しくてたまら

ないという時代に辞退する数がこれだけ出るとするのは異常ですよ。そういうふうには素人には映りません。

そういうことでございますので、指名のあり方に問題が起因しておるのか、あるいは価格設定に起因 価格設定ではないと思いますね。これはこの金額ではとても受けられないということであれば、もっと高い落札率になるはずですよ。これが50%台、70%台で落札しておるにもかかわらずですから、価格設定それ自体はむしろ甘過ぎるのじゃないかという一般論としては出てきそうな感じがするわけですので、ここら辺については、いままし理解のできるように形をいかにしないと、今後も公共下水道などが継続をしますと、説明をできるようにいただきたいと思いますが、何かございますか、コメント。

議長（橋爪 敏君）

出村副市長。

副市長（出村素明君）

先ほども説明をいたしましたように、建設業法の中で大型工事については、専任の技術者を配置しなければならないという規定があります。年度当初といいますか、近い段階では、そういう専任の技術者の配置が可能ということで、入札についてもそう支障はないかと思えますけれども、年度の後半、特に10月以降というふうになってきますと、ある程度、そういう大手の業者については、それぞれ工事を抱えておられますから、どうしてもこれ以上の専任技術者の配置ができないというような理由があるんじゃないかならうかと思えます。

その辺については、私のほうで、なぜ参加しないかという問い合わせというは、手だて上はしてありませんけれども、理由からはそういうことだろうということで、この辺についてはどういう手だてがあるのか、私たちとしてはやむを得ないことかなというふうには理解しております。

議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

12番（谷口良隆君）

やむを得ないではいけないと思います。要するに市の入札規定によって、こうしたケースの場合は10社の指名をということで指名をするんですね。指名資格のある業者を選定するわけですから。それが7社が辞退をして3社しか札を入れに来られないということは、やっぱり正常じゃないですよ。その結果はわかりませんじゃどうしようもございません。責任技術者がおられないからだろうという、それも推測の話ですけど、もしそういうことで技術的な手不足で入札それ自体に参画ができないという理由がはっきりすれば、指名のあり方を考えなきゃならんわけですよ。それでは、私の質問に対する責任は果たされたことにはならないと思います。再検討をお願いします。

議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。竹下企画課長。

企画課長（竹下 勇君）

入札に関してですけれども、現在の状況を申し上げますと、よく一般競争入札をとられております。先ほどから申しておりますように、専任の技術者を置くということになると、5人しか現場を持てる技術者がいないと、5つの現場しか持てないということになるわけです。それで、一般競争入札においても不調に終わっているというのが最近ふえてきているところでございます。うちの場合は指名競争入札をしておりますので、指名の段階でわかればふやすことができますけれども、一たん指名をしてしまうと、その中で行うということになります。これは公共下水道に限らず、今度うちのほうで11月か12月にやった入札会においても、全社が指名を辞退するという状況が起きております。これは11月か12月から3月までの工期をもって、3,000千円とか4,000千円の工事だったわけですが、ここで4,000千円ぐらいの工事を受注してしまうと、この先、補正で出てくる何千万円かの工事を取れない可能性があるかと、技術者がいなくなると。こういうこともあっているんじゃないかというふうに聞いております。

ただ、現在うちのほうは辞退をされた業者さんについて、不利益を与えないということもありますので、辞退に対する理由を業者さんにお尋ねをしております。そういう意味ではっきり把握しておりませんが、こういう状況が続くとなると、議員が御指摘のとおり、何らかの方策を立てないと、一般の方が見たときにわからないということが出てくると思いますので、辞退の多い場合には、そういったことも可能な限りになりますけれども、業者さんのほうにお尋ねをし、対応をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

12番（谷口良隆君）

自席からそういった要望を申し上げておきます。

こういうことでございますので、こういうことが想定されるということではなくて、実際、追跡調査ができる分はやって、検証の上で改善に向けて取り組みたいと、そういう答弁をされれば、何ら問題ないんですよ。そういうことでお願いします。

議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。11番中西裕司君。

11番（中西裕司君）

先ほどの質問に関連はいたしませんか、今回、下水道事業団のほうに委託をした工事があったと思います。その際、私、質問に立ちまして、地元業者の育成のためには、何らかの方法はないのかなという御質問をしましたが、何か風の便りによると、建築工事の本体部分が

もう発注されたというふうにお聞きしておりますが、その結果の予算と落札とわかれば教えていただきたいんですが。

議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

環境下水道課長（亀井初男君）

お答えをいたします。

これは下水道事業団のほうに委託をいたしておりますので、私たちが知り得る形で言いますと、インターネットなり報告書なりでの回答でございますけれども、まず、鹿島の業者を含めたベンチャー企業として、7業者が参加をされたというふうに聞いております。その中で、今度入札された業者さんは中島建設株式会社さんでございます。入札率77.19%で入札をされたというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

11番（中西裕司君）

幸い地元業者ということで、私もほっとしたところでございますが、建築、電気、設備入れて6億円ちょっとぐらいの事業団の委託工事だったと思いますね。その明細について、建築が幾ら、電気が幾らというような形で明細まで年度ごとの予算をしていただいたと思います。

その中で今回私もその際に質問すればよかったんですけども、事業団として、今は70幾らでしたっけ、それぐらいの落札だということなんですが、事務経費というのは、下水道事業団というのは、どれくらい取る 取るというのはおかしいですけども、最終的には技術者の給料とか、そういうのがいろいろありますよね。多分そういう形、あるいは現場事務所ができれば、現場事務所の経費とか、そういうものは多分事業団のほうで取られると思いますが、事業団が取られる、それについてはいかななものかと思いますが。お答えなければ、なくて結構ですよ。

議長（橋爪 敏君）

中西議員に申し上げますけれども、関連質問はできるだけ自粛して、議案に対して質疑をお願いします。11番中西裕司君。

11番（中西裕司君）

いや、下水道の予算の問題でしょう。項目別に云々と言われても、先ほどみたいに、例えば、予算を流用していたりなんかするわけでしょう。それについては答弁をいただいていますから、ちょっと私も蛇足かもしれんなと思いながら質問しておるわけですから。

議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

環境下水道課長（亀井初男君）

事業団の事務費が幾らかということについて、資料を持ち合わせておりませんので、今、聞いておりますので、後だって返事が来ると思います。ただ、今回の建築工事については、平成19年、20年分の2カ年に対しまして、235,300千円が全体の事業費でございまして、その中に事業団の事務費も入っております。そのうちの今回の建築の予定価格、これは消費税も入っておるわけですけれども、208,110千円が予定価格でございまして、これを77.19%で入札をされたということでございます。

議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

11番（中西裕司君）

それで、うちの鹿島市が発注した分については、その差額というのはおかしいんですが、予定価格と落札の間の方は鹿島市のものになりますよね。鹿島市のものとおかしいけれど、その予算が残ったということで、過不足の問題があって、後で調整して何かいろいろなことに使っていきますよね。事業団の場合は、もう事業団発注に差額分はもう取られっ放しという考え方をせんばなんとですかね。そこの確認だけでよかです。もう細かなことは要りません、そこの確認だけでいいです。

議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

環境下水道課長（亀井初男君）

まず、委託費の下水道事業団が取る分ですね、これは今、回答が来ましたので、建設工事費の5.3%が事務費ということで、事業団が取られるということになります。

それから、ただいまの質問でございますけれども、これは最終的に建設工事費が幾らかかったかによって、今の事務料を出してやっていきますので、最後は精算をするという形になっております。

以上でございます。

議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

11番（中西裕司君）

そいぎ、先ほどみたいに市内の下水道については、そういう流用とかはなくて、とにかく最後の精算と。とにかく取りっぱぐれんごと、忘れんごととして戻していただくようお願いしておきます。

議長（橋爪 敏君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第84号 平成19年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第84号は提案のとおり可決されました。

日程第13 議案第85号

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第13 議案第85号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

保険健康課長（岩田輝寛君）

議案第85号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

今回の補正では、歳入歳出それぞれに232,708千円を追加いたしまして、補正後の額を4,447,628千円といたしております。

2ページから5ページのほうに款項区分ごとの金額を掲載いたしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

それから、6ページのほうには債務負担行為を載せております。これは来年度から始まります特定健診に備えての機器の整備ということでございます。限度額が328千円でございます。

それでは、補正の内容につきまして、説明書のほうで説明を申し上げます。

9ページのほうをお開き願いたいと思っております。

まず歳入でございますけれども、3款1項1目の療養給付費等負担金26,652千円の減額をいたしております。これの内容につきましては、説明欄にあるとおりでございます。療養給付費の増額、あるいは老人保健拠出金の減額というようなことになっております。

次に、10ページ目をお開き願いたいと思っております。

2項1目の財政調整交付金でございますけれども、19,394千円の減額です。これは普通調

整交付金を減額いたしております。

次に、11ページの4款1項1目の療養給付費交付金でございますけれども、279,888千円を増額いたしておりますけれども、これは退職者医療の伸びによって、それに伴う交付金の増額ということになっております。

次に、12ページでございますけれども、5款2項1目の財政調整交付金、3,193千円を増額いたしております。これは県の2種交付金でございます。2種交付金としては、保険税の収納対策、これが大幅に増額になっております。これは去年の徴収実績がよかった関係で、ふえてきております。

それから、13ページでございますけれども、8款2項1目・一般会計繰入金6,327千円の減額でございますけれども、この内容につきましては、地方交付税で措置をされます国保財政安定化支援事業、これが減額になってきております。

それから、14ページでございます。

10款3項1目・一般被保険者第三者納付金、これは交通事故に伴って、加害者の方が納めていただく分ですけれども、それが2,000千円の増額をいたしております。

それから、次に歳出でございます。1款3項1目の賦課徴収費ですけれども、38千円の増額でございます。これは滞納処分に係る備品の購入費を国保会計が一部負担をするというものでございます。

次に、16ページでございますけれども、2款1項1目から2目、4目、それぞれ上げておりますけれども、一般被保険者療養給付費が60,079千円の増額。これは療養費の増額に伴うものでございます。それから、退職被保険者等療養給付費でございますけれども、189,493千円の増額です。これも療養費の増額によるものでございます。4目につきましては、これは財源の組み替えを行っております。

それから、2款2項1目・一般被保険者高額療養費ですけれども、22,728千円の増額です。これは一般被保険者の高額療養費の伸びによるものでございます。

それから、2目の退職被保険者等高額療養費ですけれども、21,262千円です。理由は一般の分と同じでございます。

次に、18ページでございますけれども、3款1項1目・老人保健医療費拠出金、40,123千円の減額でございます。

それから、2目の同じ老人保健事務費拠出金ですけれども、これ112千円の減額です。これは平成19年度の老人保健拠出金の確定に伴う減額でございます。

次に、4款1項1目の介護納付金、21,046千円の減額です。これも平成19年度の介護納付金の確定に伴う減でございます。

次に、20ページの6款1項2目・療養費でございますけれども、757千円の減額をいたしております。これははり、きゅう施術費等の助成に対する減額でございます。これは3月ま

での見込みを立てて減額をしたということでございます。

それから、3目の保健推進費ですけれども、これ1,146千円の増額ということになっておりますけれども、使用料及び賃借料、それから工事請負費、それから18節の備品購入費をそれぞれ増額させていただいております。

それから、21ページには債務負担行為に係る調書でございます。ごらんいただきたいと思っております。

以上、簡単ですけど、説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第85号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第85号は提案のとおり可決されました。

日程第14 議案第86号

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第14、議案第86号 平成19年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

保険健康課長（岩田輝寛君）

議案第86号 平成19年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正では、歳入歳出それぞれに8,523千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を3,855,369千円といたしております。

補正予算の款項の区分ごと、それから区分、金額については、2ページから3ページに掲載をいたしております。

補正の内容につきまして、説明書で御説明を申し上げます。

6ページのほうをごらんいただきたいと思います。

まず歳入でございます。

1款1項1目の医療費交付金ですけれども、4,437千円を増額いたしております。これは主には高額医療費の増額に伴うものでございます。それから、過年度分の54千円増額をいたしております。これは診療報酬の過年度分の増額です。

それから、7ページですけれども、2款1項1目の医療費負担金、2,713千円を増額いたしております。これは高額医療費の増額、それから過年度分の減額という形になっております。

それから、8ページ目ですけれども、3款1項1目の県負担金、688千円を増額いたしておりますけれども、これは高額医療費の増額に伴うものです。

それから、9ページですけれども、一般会計の繰入金、これを685千円増額いたしております。

それから、次に歳出でございます。

10ページ目、2款1項4目の高額医療費、8,513千円を増額いたしております。

それから、11ページでは、3款1項1目、償還金10千円の増額をしております。これは平成18年度の県費負担金を精算いたしておりますけれども、その分に係るものです。

それから、12ページですけれども、5款1項1目の前年度繰上充用金、これは財源の組み替えでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第86号 平成19年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第86号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明20日は午前10時から会議を開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時6分 散会